

文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議（第1回）

次第

日時：令和5年7月28日（金）13:30～15:30
場所：文部科学省5F6会議室（対面・WEB会議の併用）

1 開 会

2 議 事

- (1) 座長及び副座長の選出について
- (2) 検討会議運営規則について
- (3) 学校における芸術教育について
- (4) 文化芸術教育の充実・改善方策について
- (5) その他

3 そ の 他

4 閉 会

＜配布資料＞

- 資料1 文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議運営規則（案）
- 資料2 学校における芸術教育について
- 資料3 東良委員 提出資料
- 資料4 佐藤委員 提出資料
- 参考資料 検討会議設置要綱

文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議運営規則（案）

令和5年7月28日

文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議設置要綱5.（2）の規定に基づき、文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議（以下、「会議」という。）の議事の手続きその他の会議の運営に関し、必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集等）

第1条 会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 前項の場合において、座長は、合議によらないことをもって会議の運営に特段の支障を生ずる恐れがないと認められるとき、その他正当な理由があると認めるときは、持ち回り会議とすることができる。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則公開して行う。ただし、人事に関する事項を議決する場合又は本会議が会議を公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

（会議の傍聴）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁参事官（芸術文化担当）付（以下、「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（以下、「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、若しくは録音しようとするときは、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、会議の進行又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 座長は、登録傍聴人が、第2項の規定による許可を得ず、若しくは第3項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、当該登録傍聴人に退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第4条 会議に配布した資料は、原則公開することとする。ただし、本会議が会議資料を公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由

があると認める場合は、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができます。

(議事録の公開)

第5条 事務局は、会議の議事録を作成し、原則公開することとする。ただし、本会議が議事録を公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、事務局は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

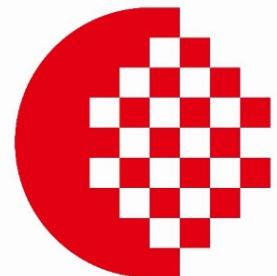
(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和5年7月28日）から施行する。

学校における芸術教育について



文化庁

Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

令和5年7月28日

文化庁参事官（芸術文化担当）付

学校における芸術教育の充実に向けて～文化庁への移管～

- 文化庁では、文化に関する施策の総合的な推進を図るため、**2018年10月、文化庁に新たに学校芸術教育室を設置**し、これまで文部科学省本省が所管していた「**学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務**」を文化庁に移管。従前より取り組んできた文化振興施策に加えて、**学校教育における全ての子どもたちへの芸術に関する教育の充実**を図る。
- また、「博物館による社会教育の振興に関する事務」も文部科学省本省から文化庁に移管。従前より所管していた美術館及び歴史博物館に加えて、水族館、動物園、科学博物館等全ての類型の博物館を文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。
- 文化庁の一部は遅くとも2021年度中に京都に移転するが、**学校芸術教育室は引き続き東京において事務を行う**。

文化庁の組織図

2018年9月まで

長官官房

- 政策課
- 著作権課
- 国際課

文化部

- 芸術文化課
- 国語課
- 宗務課

文化財部

- 伝統文化課
- 美術学芸課
- 記念物課
- 参事官（建造物担当）

地域文化創生本部（2017年4月より京都に設置）

2018年10月から

企画調整課

文化経済・国際課

国語課

著作権課

参事官（芸術文化担当）

・**学校芸術教育室の新設**

政策課

文化資源活用課

文化財第一課

文化財第二課

宗務課

遅くとも2021年度中に京都に移転

■参事官（文化創造担当）（2018年10月より京都に移転）
地域文化創生本部

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日 閣議決定）抜粋

第2章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化 (文化芸術・スポーツの振興)

舞台芸術の地方公演等での統括団体等を通じた総合的な活動支援等を含め、こどもや障害者等の文化芸術教育、鑑賞・体験機会の充実を図る。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

（令和5年6月16日 閣議決定）抜粋

IX. 日本の魅力を活かしたインバウンドの促進

（4. 文化芸術）

子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保のため、学校や地域の劇場・音楽堂等での本格的な文化芸術の 鑑賞・体験を支援する。さらに、文化芸術教育の改善策について検討し、本年度中に結論を得る。

文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月24日 閣議決定）抜粋

第4 第2期計画における重点取組及び政策群

1. 第2期計画における重点取組

③重点取組3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成

【計画期間中に取り組むべき重要施策】

(学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承)

○ 学校における文化芸術教育の更なる充実・改善方策について検討する。その際、動画や映像資料の使用等一人一台端末を活用した学校教育活動の展開に合わせた効果的な推進を図る。

(子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保)

○ 子供たちの豊かな人間性を涵かん養するため、地域の博物館・美術館、劇場・音楽堂等の施設や文化財を積極的に活用し、文化芸術団体、文化施設と連携しながら文化芸術を鑑賞・体験するための機会確保・充実を図る。また、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋、五節句等の伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する。さらに、子供たちが劇場・音楽堂等において本格的な実演芸術を鑑賞・体験する機会を提供する取組を支援し、実演芸術に親しめる環境づくりの推進を図る。

(文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進)

○ 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等を図るため、休日の部活動の段階的な地域連携や地域クラブ活動への移行に向け、地域の実情に応じて、総合的に推進する。子供の文化芸術活動の機会を適切に確保するとともに、地域の活性化にも資する取組を推進する。

文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月24日 閣議決定）抜粋

第4 第2期計画における重点取組及び政策群

2. 第2期計画における施策群

施策群⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保

1. 目標

文化芸術は、豊かな人間性を涵 かん養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧 となるものであり、子供たちの教育においても極めて重要である。また、それ自体が固有の 意義と価値を有し、国や地方のよりどころとして重要な意味を持っている。将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図る。

2. 目標を達成するために推進する取組

- 現行の芸術教育に関する実態把握を踏まえ、文化芸術教育の充実・改善方策について検討する。また、学校教育において伝統や文化に関する教育の充実を図る。
- 子供たちが学校、地域の博物館・美術館、劇場・音楽堂等において本格的な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、子供たちが主体的に文化芸術活動に参加、創造することができる環境づくりを推進する。

教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）抜粋

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

（5つの基本的な方針）

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進（共生社会の実現に向けた教育の方向性）

○コロナ禍によりその機会が減少した様々な体験活動（自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであって、体験を通して他者と協働することにより共生社会の実現にもつながる意義を有するものであり、その機会の充実を図っていくことが求められる。また、児童生徒等の心身の健やかな育成に向けた学校保健、食育、スポーツ活動、豊かな感性を育む読書活動の推進も重要である。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標2 豊かな心の育成

【基本施策】

○伝統や文化等に関する教育の推進

・我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、日本人としての美德やよさを生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体、地域の芸術家との連携・協力を図りつつ、学校における文化芸術教育の改善を図るとともに、体験機会を確保する取組を推進する。

○文化芸術による子供の豊かな心の育成

- ・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても重要である。文化芸術を通じて、子供たちの豊かな心の育成を図るため、子供たちが一流の文化芸術に触れる機会や、地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進める

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

【基本施策】

○障害者の文化芸術活動の推進

- ・共生社会の実現に向けて、障害者による文化芸術活動の推進・普及、障害者の芸術作品の展示等の推進、支援人材の養成、関係者のネットワークづくり等により、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる環境づくりに取り組む。また、小・中学校・特別支援学校等において、実演芸術の公演や障害のある芸術家の派遣により、子供たちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。

中央教育審議会答申における関連記述

- 豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習や、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等を充実させていくことも求められる。
- 本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要である。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日答申）

学習指導要領における関連記述

- 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。（小中学校 総則）
- 地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。（小中学校 総則）
- 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。（小学校 音楽）
- 各学年の「B 鑑賞」の題材については、…美術館や博物館等と連携を図つたり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりすること。（中学校 美術）
- 文化的行事
平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。（中学校 特別活動）

音楽科の改訂の具体的な方向性

- ・音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- ・我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日答申）

学習指導要領（平成29年告示）

小学校音楽

（目標）

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようとする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようとする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

図画工作科、美術科の改訂の具体的な方向性

- ・感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- ・生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日答申）

学習指導要領（平成29年告示）

中学校美術

（目標）

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようとする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようとする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

芸術系教科の目標について



中学校

【音楽科】

(目標)

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようとする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

※ 1 単位時間 (標準授業時数)

は 50 分。 第 1 学年 45 単位時間、第 2・3 学年各 35 単位時間

小学校

【音楽科】

(目標)

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようとする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

(標準授業時数)

第 5・6 学年各 50 単位時間

第 3・4 学年各 60 単位時間

第 1 学年 68 単位時間、第 2 学年 70 単位時間

※ 1 単位時間
は 45 分。

【美術科】

(目標)

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようとする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようとする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

(標準授業時数)

第 1 学年 45 単位時間、第 2・3 学年各 35 単位時間

【図画工作科】

(目標)

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようとする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようとする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

(標準授業時数)

第 5・6 学年各 50 単位時間

第 3・4 学年各 60 単位時間

第 1 学年 68 単位時間、第 2 学年 70 単位時間

小・中学校の教科等の構成と標準授業時数



小学校の各教科等の時数 (1週当たり単位時間)

※1単位時間は45分、授業は年間35週【1年生は34週】

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	道徳※	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	合計
1年生	9	-	4	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	25
2年生	9	-	5	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	26
3年生	7	2	5	2.6	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	27
4年生	7	2.6	5	3	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	28
5年生	5	2.9	5	3	-	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	1	28
6年生	5	3	5	3	-	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	1	28

中学校の各教科等の時数 (1週当たり単位時間)

※1単位時間は50分、授業は年間35週

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳※	総合的な学習の時間	特別活動	合計
1年生	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1.4	1	29
2年生	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
3年生	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29

※道徳については、小学校で平成30年度、中学校で平成31年度から「特別の教科」として位置づけられる。時数の変更はない。

芸術教育における鑑賞に関する取組



1. 学習指導要領について

- 小中高等学校の音楽、図画工作、美術、芸術において、学習内容を「表現」と「鑑賞」で示しており、各学校において鑑賞の学習が行われている。

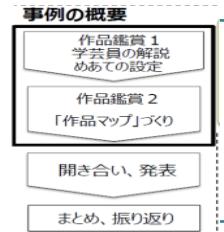
平成24年～27年の学習指導要領実施状況調査

- 学習指導要領の実施状況についての調査が、直近では、平成20、21年改訂後の平成24～27年度に国立教育政策研究所で行われているが、例えば、小学校音楽における我が国の音楽などの指導にあたっての外部の指導者との連携を行っている割合が約30%程度、中学校美術における美術館・博物館の活用等を行っている割合は約16%となっており、高いとはいえない状況。



平成29、30の学習指導要領改訂

- 今回の学習指導要領では総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。
- 音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。



令和4～6年度学習指導要領実施状況調査

- 今年度より学習指導要領実施状況調査（R4：小、R5：中、R6：高）が行われ、学習指導要領の充実を受けての調査結果を踏まえ、さらなる充実に向けた検討を行うところ。

2. 鑑賞・体験機会の充実に向けた取組について 文化芸術による子供育成推進事業 令和5年度予算額 5,545百万円の内数

- 「芸術教科担当教員等全国研修会」（R1年度～） 対象：教員等、共催：芸術系大学コンソーシアム、R4参加者数：942人
学習指導要領に基づいた指導方法の工夫や改善に向けた研修（鑑賞に関する講座も含む）
- 「伝統音楽指導者研修会」（H12年度～） 対象：指導主事、教員、共催：東京藝術大学、R4参加者数：81人
学習指導要領に基づいた伝統音楽の指導に関する研修を行い、受講者が各地域における指導を行うことで指導の充実を図る。
- 子供たちに質の高い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、全国の小中学校、特別支援学校等に、一流の芸術団体による巡回公演や実演家の派遣を実施し、公演やワークショップを実施。
- 令和4年度からは、美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場とし、アーティストやエデュケーター等が協力することにより、子どもたちがより効果的な鑑賞・体験できる活動を実施している。



芸術教育における鑑賞に関する取組の充実



平成20年改訂

【音楽】（中学校）

- ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想のかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと
- イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞すること。
- ウ 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞すること

【美術】

- ア 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう鑑賞
 - ① 造形的なよさや美しさなどに関する鑑賞
 - ② 生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞
 - ③ 美術文化に関する鑑賞

平成29年改訂

【音楽】（中学校）

- ア 次の（ア）から（ウ）までについて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。
 - （ア）曲や演奏に対する評価とその根拠
 - （イ）生活や社会における音楽の意味や役割
 - （ウ）音楽表現の共通性や固有性
- イ 次の（ア）から（ウ）までについて理解すること。
 - （ア）曲や音楽の構造の関わり
 - （イ）音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり
 - （ウ）我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性

【美術】

- ア 美術作品などに関する鑑賞
 - （ア）感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞
 - （イ）目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞
- イ 美術の働きや美術文化に関する鑑賞
 - （ア）生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞
 - （イ）美術文化に関する鑑賞

文化芸術による子供育成推進事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

5,545百万円
5,545百万円)

令和4年度第2次補正予算額 500百万円



背景・課題

〈平成29、30年の学習指導要領改訂より〉

総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。

音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の担い手や観客育成

未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

小学校・中学校・特別支援学校等を対象

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。

文化芸術体験

文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。

共生社会の実現

障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。

芸術教育の充実

研鑽の機会が必ずしも十分でない、音楽、美術などの芸術系教科等を担当する教員等向けに研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

事業内容

「舞台芸術等総合支援事業」分

件数：1,876公演（予定）

1.巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

2.ユニバーサル公演事業

- 件数：200公演（予定）
- 小学校、中学校、特別支援学校等において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

3.芸術家の派遣事業

件数：2,990公演（予定）

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を実施。
- 各都道府県の教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、体育館等で公演等を実施。

4.文化施設等活用事業

件数：110公演（予定）

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエデュケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

5.コミュニケーション能力向上事業

件数：200公演（予定）

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や詰合いでプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を実施。

6.芸術教育における芸術担当教員等研修事業

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

事業スキーム（巡回公演事業（※R4限り）、ユニバーサル公演事業）



事業スキーム（芸術家の派遣事業、文化施設等活用事業、コミュニケーション能力向上事業）



アウトプット（活動目標）

- 巡回公演事業 1,876公演
- ユニバーサル公演事業 200公演
- 芸術家の派遣事業 2,990公演
- 文化施設等活用事業 110公演
- コミュニケーション能力向上事業 200公演

アウトカム（成果目標）

- 文化芸術団体による公演の鑑賞
- 文化芸術への親しみの向上
- 豊かな創造性や感性の育成
- 表現の多様性や障害への理解を深める

インパクト（国民・社会への影響）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、**伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。**

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

五 **伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。**

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、（略）次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、**伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。**

文化芸術基本法（平成13年12月7日法律第148号）（抄）

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月24日閣議決定）抜粋（再掲）

2. 第2期計画における施策群

施策群⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保

1. 目標

文化芸術は、豊かな人間性を涵かん養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても極めて重要である。また、それ自体が固有の意義と価値を有し、国や地方のよりどころとして重要な意味を持っている。将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図る。

2. 目標を達成するために推進する取組

- 現行の芸術教育に関する実態把握を踏まえ、文化芸術教育の充実・改善方策について検討する。
また、学校教育において伝統や文化に関する教育の充実を図る。
- 次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋、五節句等の伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を地域偏在を解消しつつ提供する。
- 子供たちが学校、地域の博物館・美術館、劇場・音楽堂等において本格的な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、子供たちが主体的に文化芸術活動に参加、創造することができる環境づくりを推進する。

1. 学習指導要領について

- 平成10年の学習指導要領改訂以降、**中学校の音楽の器楽の指導に当たっては、「3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱うこと」(必修)**とし、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫することとしている。
また、**小学校の音楽においても、各学年で取り上げる打楽器として和楽器を例示**するとともに、**第3学年以降で取り上げる旋律楽器や鑑賞教材としても和楽器を例示**し、児童や学校の実態を考慮して選択できることとしている。
- **小学校图画工作**において、**我が国や諸外国の親しみのある美術作品などを鑑賞し見方や感じ方を深めたり、中学校美術の鑑賞の学習において、日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めること**としている。
- **授業で使用する和楽器（箏、三味線、尺八等）などの教材の整備等にあたっては**、文部科学省が策定した「義務教育諸学校における教材整備計画」（令和2年度～11年度）に基づく**地方財政措置(総額約8,000億円(単年度約800億円))**を講じ、**和楽器などの教材が安定的かつ計画的に整備されるよう支援**している。
- 伝統文化に関する学習の充実に向けて、平成12年度より音楽の指導主事等を対象に東京藝術大学の協力を得て**「伝統音楽指導者研修会」**（実技や授業実践研修等）を行うとともに、平成18年度より国立美術館との共催による**「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」**を行っている。
また、令和元年度からは小・中・高等学校の教員等を対象に**「芸術教科担当教員等全国研修会」**を行い、指導方法の工夫や改善を図っており、伝統音楽に関する講座なども設けている。



2. 鑑賞・体験機会の充実に向けた取組について 文化芸術による子供育成推進事業 令和5年度予算額 5,545百万円の内数

- 子供たちに質の高い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、**全国の小中学校、特別支援学校等に、邦楽や能楽、邦舞、人形浄瑠璃などの一流団体や実演家を派遣し、公演やワークショップを実施。**
- 令和4年度からは、**美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場**とし、**アーティストやエデュケーター等が協力**することにより、子どもたちがより効果的な鑑賞・体験できる活動を実施。



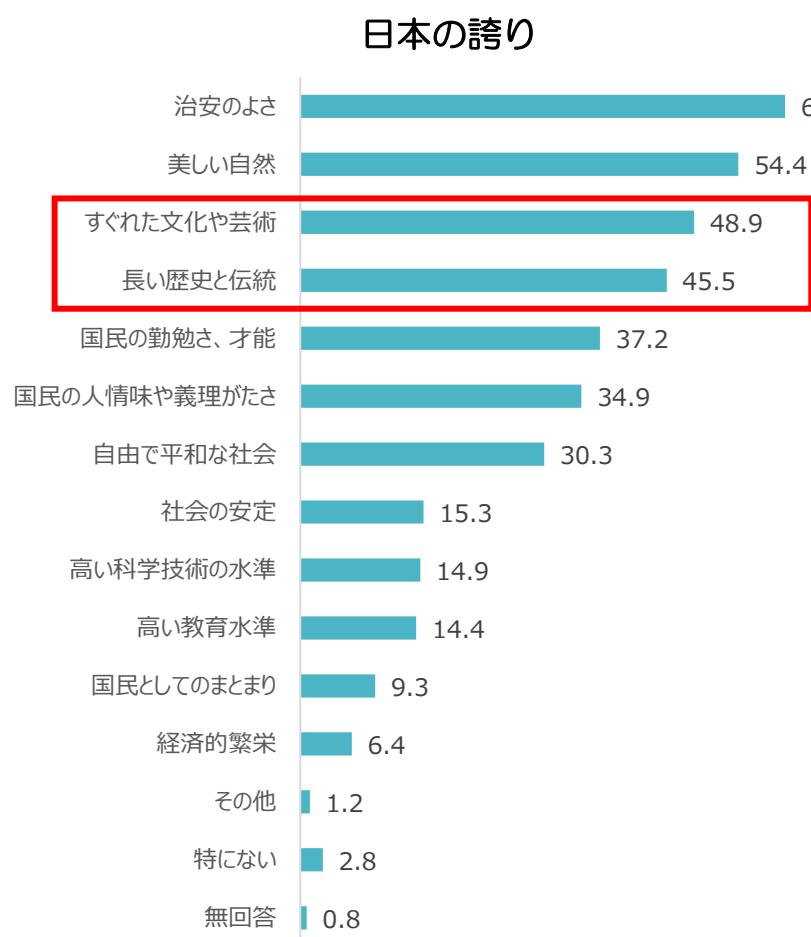
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日中央教育審議会）（抜粋）

- AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力の育成が求められている。
- 教育再生実行会議第11次提言において、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成することができるよう、新学習指導要領において充実されたプログラミングやデータサイエンスに関する教育、統計教育に加え、STEAM教育の推進が提言された。高等学校改革を取り上げた本提言において、STEAM教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。
- STEAM教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加わったAの範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。STEAM教育の目的には、人材育成の側面と、STEAMを構成する各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民の育成の側面がある。各教科等の知識・技能等を活用することを通じた問題解決を行うものであることから、課題の選択や進め方によっては生徒の強力な学ぶ動機付けにもなる。一方で、STEAM教育を推進する上では、多様な生徒の実態を踏まえる必要がある。科学技術分野に特化した人材育成の側面のみに着目してSTEAM教育を推進すると、例えば、学習に困難を抱える生徒が在籍する学校においては実施することが難しい場合も考えられ、学校間の格差を拡大する可能性が懸念される。教科等横断的な学習を充実することは学習意欲に課題のある生徒たちにこそ非常に重要であり、生徒の能力や関心に応じたSTEAM教育を推進する必要がある。

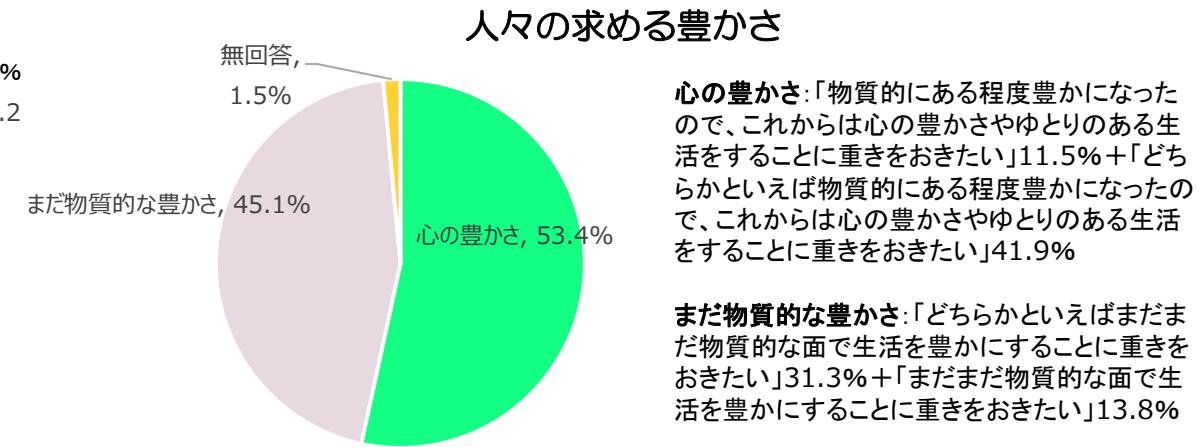
このためSTEAMの各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民として必要となる資質・能力の育成を志向するSTEAM教育の側面に着目し、STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（Liberal Arts）で定義し、推進することが重要である。

- 新学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するため、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることとされている。STEAM 教育の特性を生かし、実社会につながる課題の解決等を通じた問題発見・解決能力の育成や、レポートや論文、プレゼンテーション等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめること等を通じた言語能力の育成、情報手段の基本的な操作の習得、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含む情報活用能力の育成等の学習の基盤となる資質・能力の育成、芸術的な感性も生かし心豊かな生活や社会的な価値を創り出す創造性などの現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成について、文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進めることが重要であり、その実現のためにはカリキュラム・マネジメントを充実する必要がある。
- STEAM教育は、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、産業界等と連携し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく高度な内容となるものであることから、高等学校における教科等横断的な学習の中で重点的に取り組むべきものであるが、その土台として、幼児期からのものづくり体験や科学的な体験の充実、小学校、中学校での各教科等や総合的な学習の時間における教科等横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育などの充実に努めることも重要である。さらに、小学校、中学校においても、児童生徒の学習の状況によっては教科等横断的な学習の中でSTEAM教育に取り組むことも考えられる。その際、発達の段階に応じて、児童生徒の興味・関心等を生かし、教師が一人一人に応じた学習活動を課すことで、児童生徒自身が主体的に学習テーマや探究方法等を設定することが重要である

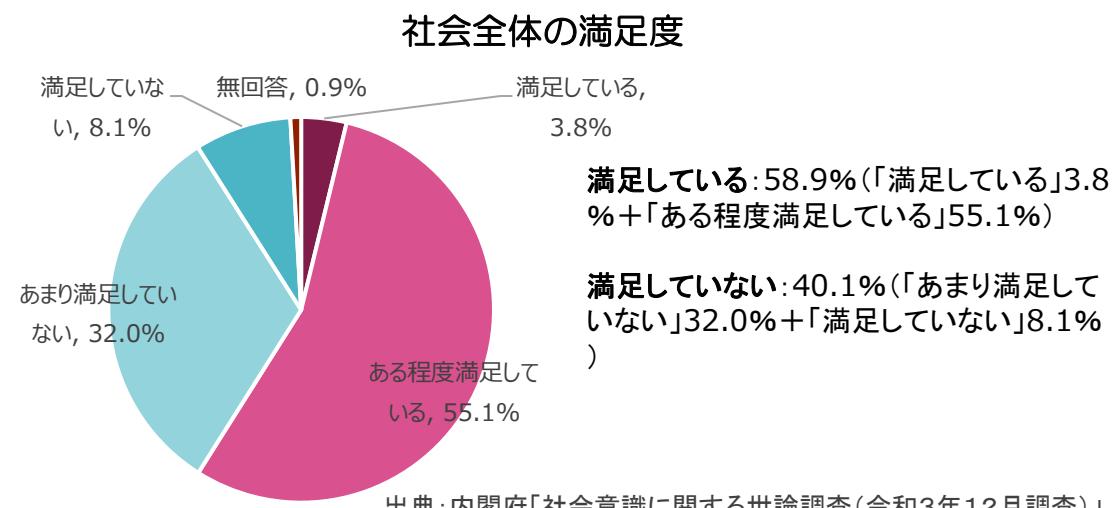
- ✓ 日本の国や国民について誇りに思うこととして、文化芸術に関することとしては、「すぐれた文化や芸術」(48.9%)、「長い歴史と伝統」(45.5%)との回答が上位。
- ✓ 国民の53.4%が「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」としている。
- ✓ 「現在の社会全体への満足度」に「満足している」「やや満足している」と回答する者の割合は令和3年度は58.9%となった。



出典:内閣府「社会意識に関する世論調査(令和3年12月調査)」

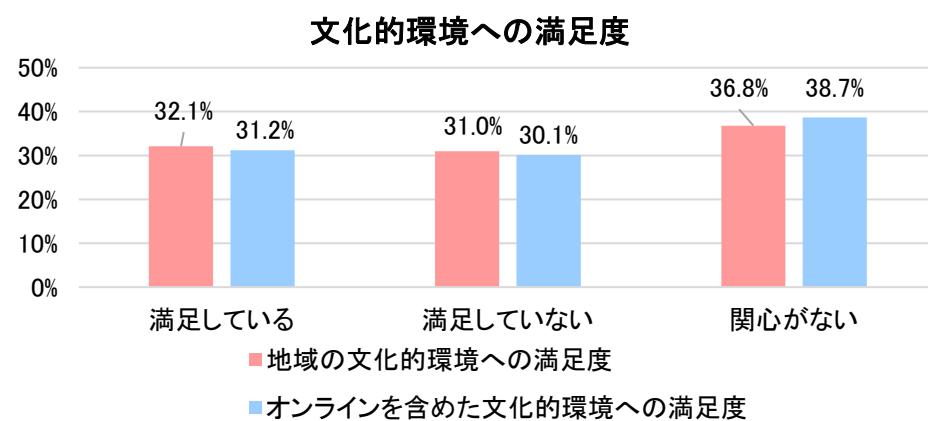
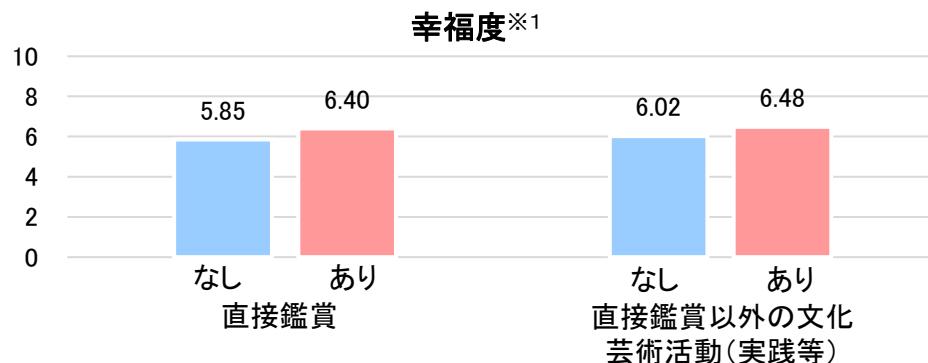


出典:内閣府「国民生活に関する世論調査(令和3年9月調査)」



出典:内閣府「社会意識に関する世論調査(令和3年12月調査)」

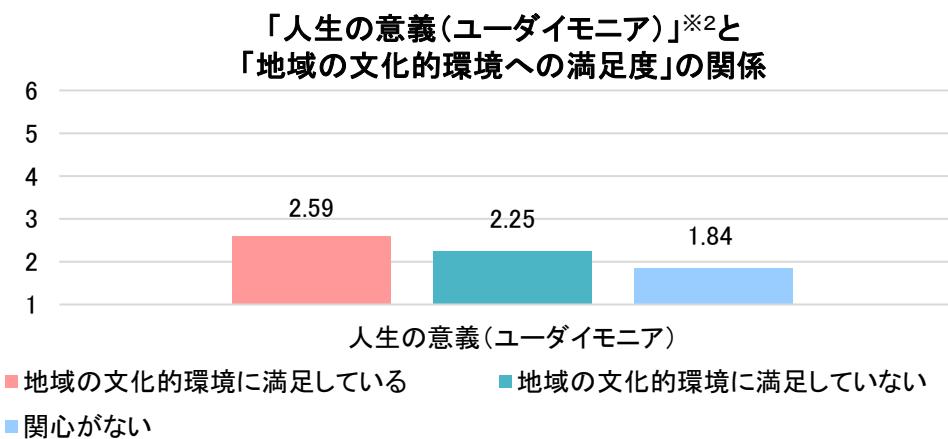
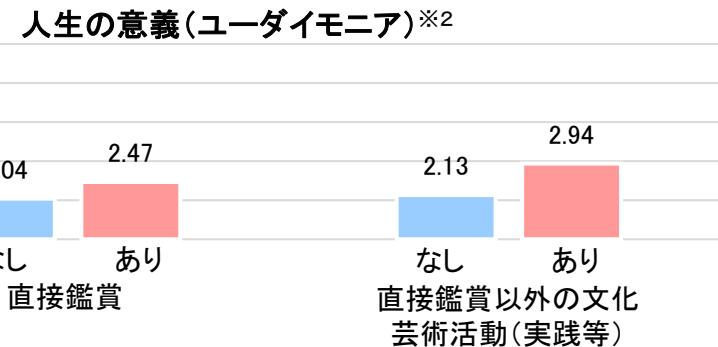
- ✓ 文化芸術の直接鑑賞経験のある人や実践等の鑑賞以外の文化芸術活動を行っている人は、ない人と比べて、幸福度が高く、人生の意義(ユーダイモニア)を頻繁に感じている。
- ✓ 地域の文化的環境に満足している人の割合は32.1%。関心がない人の割合が36.8%と最も高い。オンラインを含めた文化的環境に満足している人の割合は31.2%。関心がない人の割合が38.7%と最も高い。
- ✓ 地域の文化的環境に満足していると回答した人は人生の意義(ユーダイモニア)を感じる頻度が高く、次いで満足していないと回答した人であり、関心がないと回答した人の幸福度や人生の意義が最も低くなっている。



※1 グラフの左軸は「幸福度」の複数項目の設問に対し、0(とても不幸)～10(とても幸せ)で回答したものの中の平均値。

※2 「ユーダイモニア」は人生の意義、あるいは社会的つながりといった意味を含む、長期的で包括的なウェルビーイング項目。グラフの左軸は「人生の意義」の複数項目の設問に対し、1(一度もない)～6(毎日)で回答したものの中の平均値。

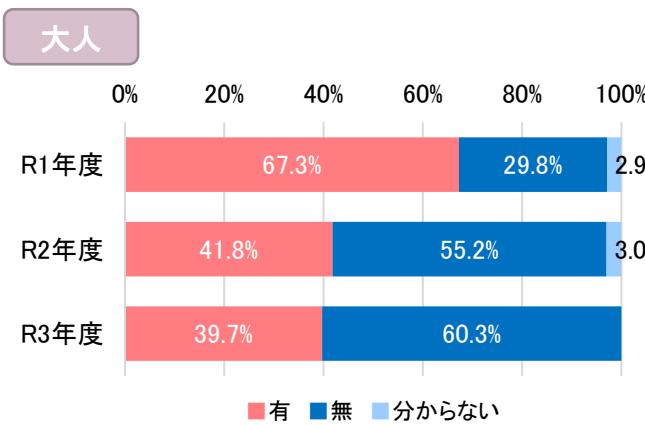
出所:文化庁委託事業「令和3年度 文化に関する世論調査」(分析協力:京都大学こころの未来研究センター(PL:内田由紀子教授))



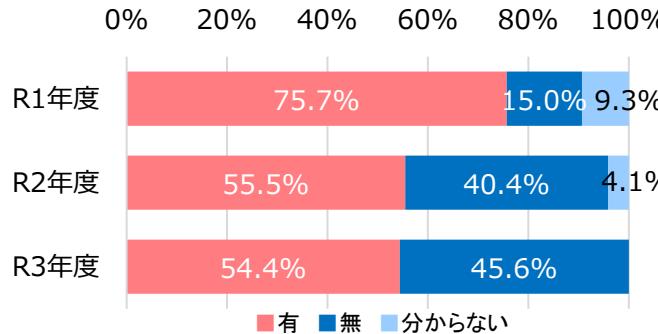
文化芸術活動における鑑賞・実践の状況

- ✓ 2021年の1年間に、文化芸術イベントを直接鑑賞したことがあると回答した人の割合は、大人39.7%、子供54.4%、鑑賞以外の文化芸術活動(実践等)をしたことがあると回答した人の割合は、大人10.0%、子供22.2%と令和元年度に比べて低い状況。
- ✓ 2021年の1年間に、文化芸術イベントについて「鑑賞したものはない」と回答した人(大人)に、鑑賞しなかった理由を尋ねたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会などが中止になった、又は外出を控えたから」と回答した人の割合が37.6%と、鑑賞割合の低下は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているものと推察される。

直接鑑賞経験※1

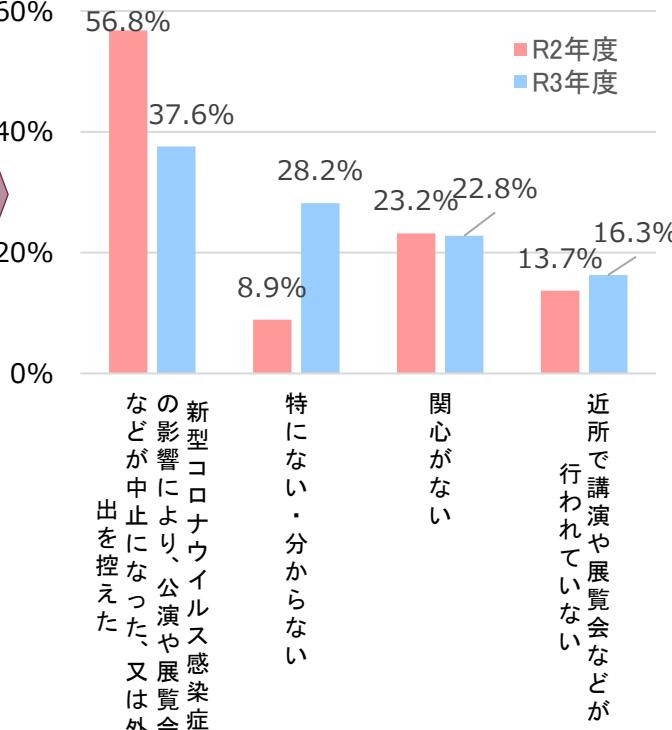


子供※2



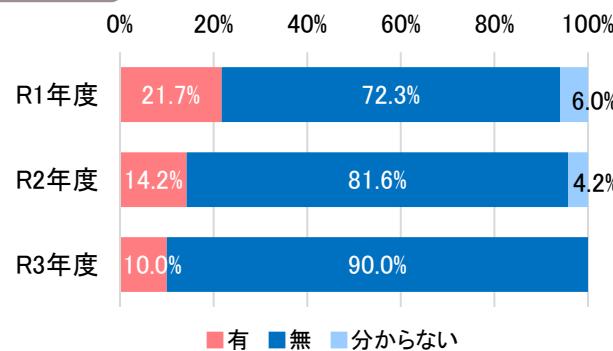
直接鑑賞しなかった理由 (主なもの)

「鑑賞したものはない」と回答した人(大人)に対して質問

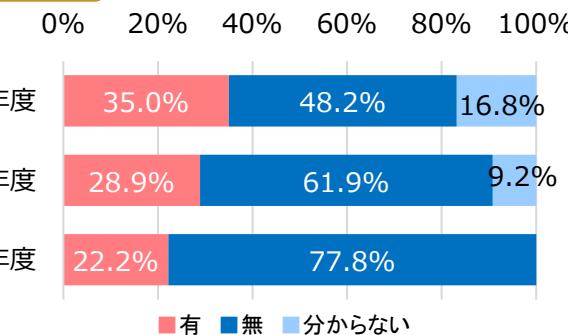


鑑賞以外の文化芸術活動(創作、出演、習い事、祭り、体験活動等)経験※1

大人



子供※2



※1「直接鑑賞経験」「鑑賞以外の文化芸術活動(創作、出演、習い事、祭り、体験活動等)経験」とともに、令和3年度調査では選択肢から「分からない」を削除。

※2令和1年度～令和2年度は「未就学児～高校生」、令和3年度から「小学生～高校生」に変更。令和1年度～令和2年度については令和3年度に合わせて集計し直したため、それぞれの年の報告書の数値とは異なる。

出所：文化庁委託事業「文化に関する世論調査」(令和3年度調査の回答者は約20,000人。令和2年度調査までの回答者数は3,000人規模) 調査期間：令和4年1月28日～令和4年2月3日

○文化芸術体験と子供の自律性、積極性との関係

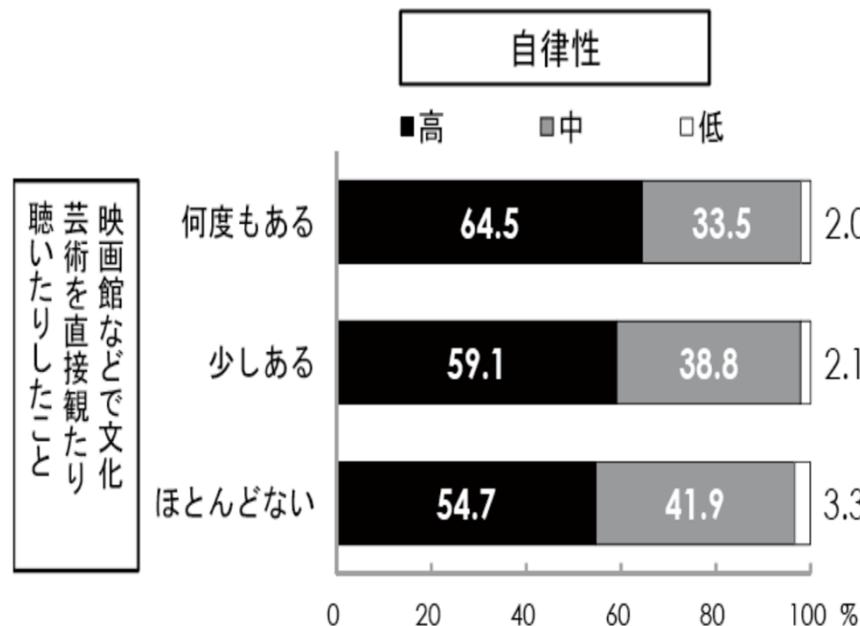


図3-3-17 映画館などで文化芸術を直接観たり聞いたことと自立性の関係
(小4～小6、中2、高2)

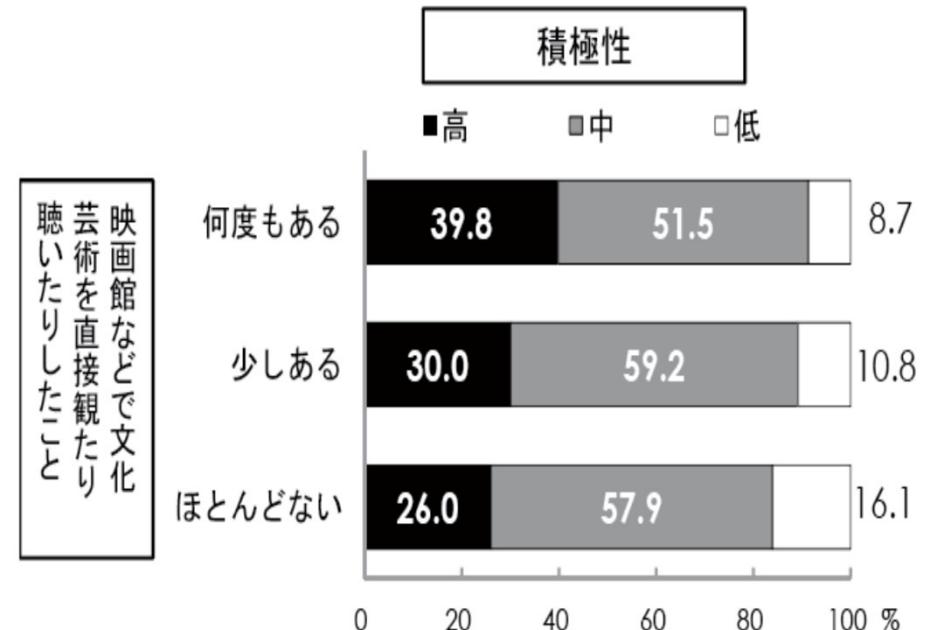
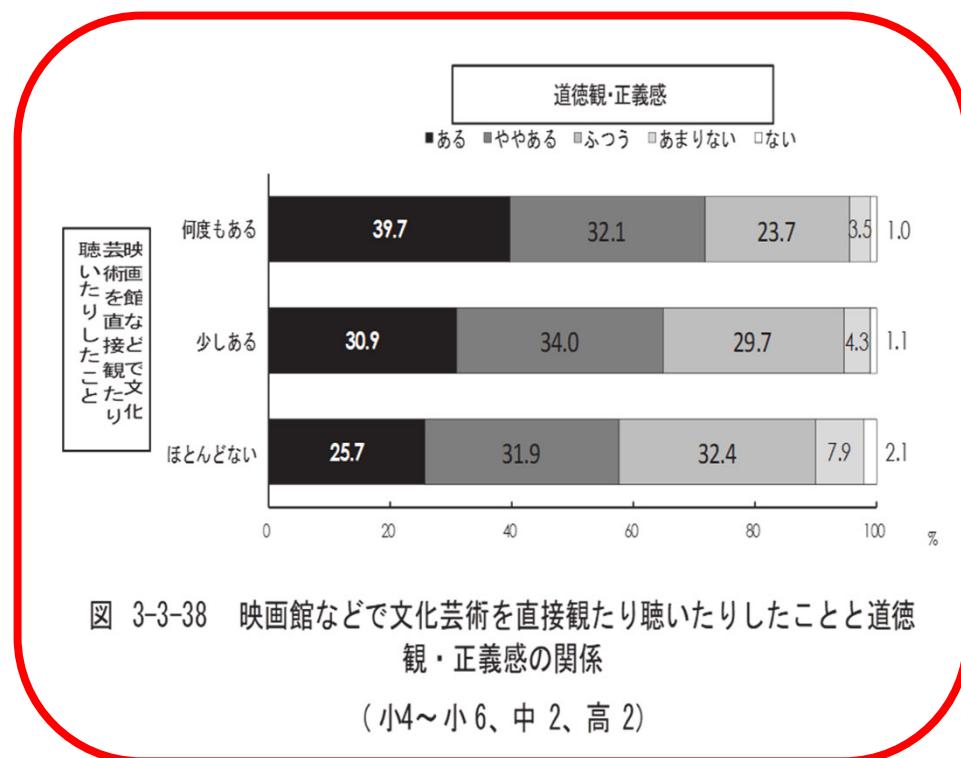


図3-3-18 映画館などで文化芸術を直接観たり聞いたことと積極性の関係
(小4～小6、中2、高2)

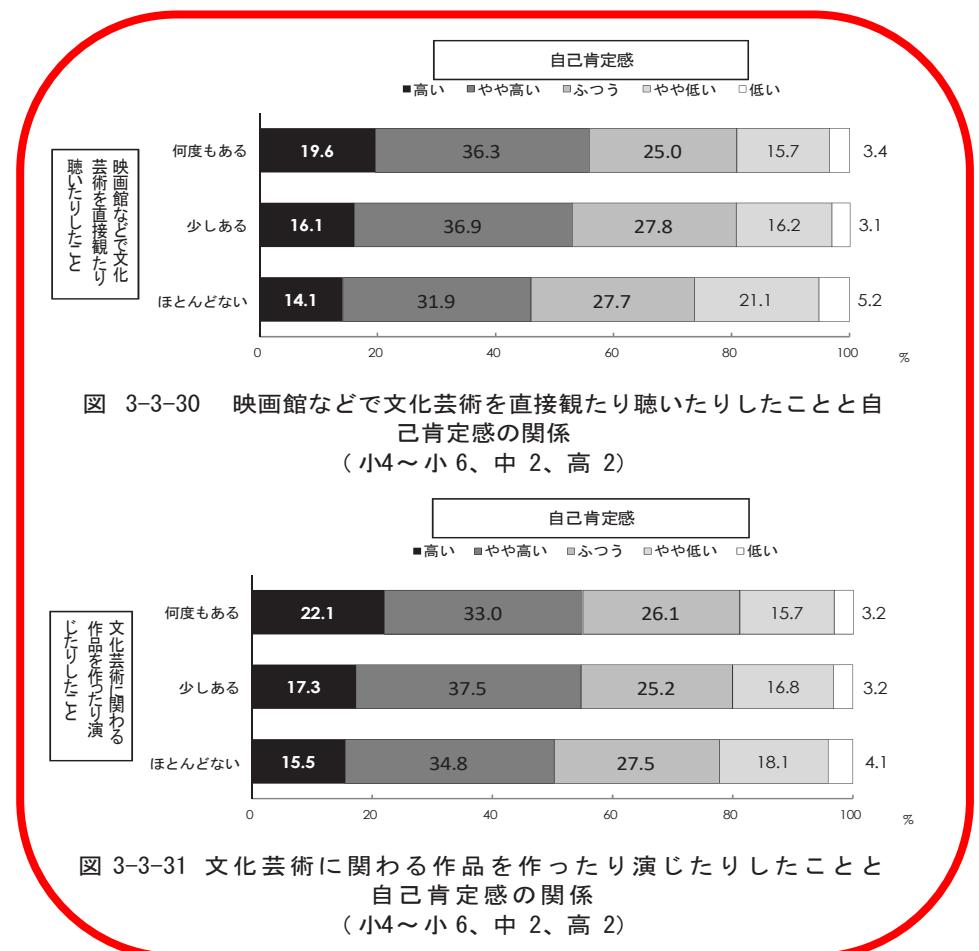
※文化芸術体験は1年間の学校外での頻度

○文化芸術体験と子供の道徳観・正義感、自己肯定感との関係



※文化芸術体験は1年間の学校外での頻度

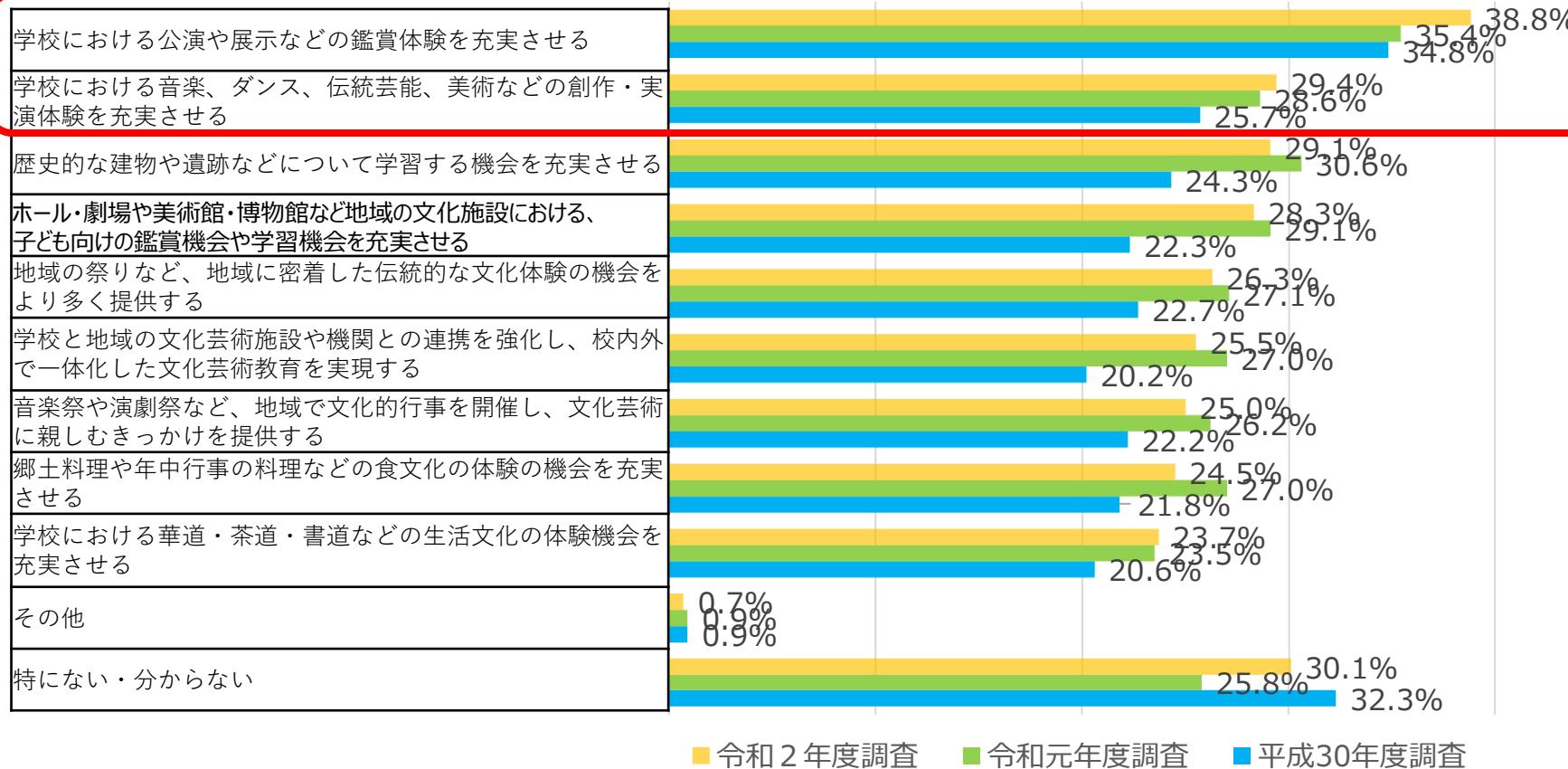
(出典) 令和3年3月 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）報告書 独立行政法人 国立青少年教育振興機構



文化に関する世論調査結果

子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。

(複数回答)



(出典) 文化に関する世論調査報告書（令和3年2月文化庁）

1. これからの社会で求められる文化芸術教育の在り方

- 児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決するSTEAM教育との関係において、芸術教科における学びはどのように位置づけられるか。
- グローバル化が急速に進展する中で、学校における伝統的な日本の文化や地域の文化に関する教育はどうあるべきか。
- 学校教育における現代的な、映画・マンガ・アニメーション・ゲームといった、日本のメディア芸術の取扱いについてどうあるべきか。

2. 本物の文化芸術体験とICTの活用による効果的な学びの在り方

- 学校等において、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等を実際に鑑賞・体験することは、どのような教育的意義があり、子どもたちにどのような教育的効果を与えているか。
- ICT端末の活用を含め、文化芸術体験の教育的効果を高めるための指導上の工夫としてはどのようなことが考えられるか。

3. 教員の指導力向上と外部人材の活用

- 文化芸術教育の充実に当たり、芸術教科担当教員に求められる指導力とはどのようなものか。また指導力向上のための研修等はどうあるべきか。
- 学校外の指導者としてどのような人材が考えられるか。また、学校と地域の芸術家、博物館・美術館等との継続的な連携をどう図るべきか。

これからの中社会を生きる力 子どものために求められる資質能 の育成と芸術教育の意義



中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（第10期第1回（第110回））
議事次第

1. 日 時 令和元年6月10日（月）10：00～12：30

2. 場 所 東海大学校会館「望星の間」

3. 議題

- （1）教育課程部会長の選任等について
- （2）教育課程部会運営規則について
- （3）新学習指導要領の円滑な実施に関する取組について
- （4）理科教育設備基準及び教材整備指針の改訂について
- （5）報告事項について
- （6）Society5.0時代を見据えた芸術教育の在り方について
- （7）その他

人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養とSociety5.0時代に向けた社会の創造

これからの社会に必要な資質・能力の育成

- ・「豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習……を充実させていくこと」
(H28年12月28日中教審答申)
- ・「次代を切り拓く子供たちには、……教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、……対話や協働を通じて知識やアイディアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要」(H31年4月17日中教審諮詢)
- ・「教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性」、「実体験を通じて醸成される豊かな感性や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力、苦心してモノを作る上げる力……が重要」(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する……児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方」
(H31年4月17日中教審諮詢)

心豊かな社会を形成する我が国文化芸術活動の一層の充実

- ・文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの、また、世界の平和に寄与するなどの本質的及び社会的・経済的価値を有している。(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要」
(H28年12月28日中教審答申)

全ての子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す芸術系教科等の新しい学習指導要領

・芸術系教科等を学ぶ意味の明確化

表現及び鑑賞の活動を通して、育成すべき資質・能力と学習内容との関係を明確にするとともに、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化等と豊かに関わる資質・能力の育成を目指すことを一層重視。

・芸術系教科等の目標に育成を目指す資質・能力を明示※

生活や社会の中	形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成(小・図画工作)
	音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力の育成(中・音楽)
	多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力の育成(高・芸術・美術)
	多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力の育成(高・芸術・書道)

※小・音楽、中・美術、高・芸術・音楽、工芸においても同様に、教科、科目の目標の柱書に明示

・豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる資質・能力の育成

児童生徒一人一人の表現及び鑑賞の学習活動のプロセスを一層重視し、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、三つの柱(「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)で整理された資質・能力の育成とともに、豊かな感性や、新しい意味や価値をつくりだす創造性を育む学びを展開する。

育成すべき資質・能力を三つの柱で示すとともに、表現及び鑑賞に共通に働く資質・能力である[共通事項]を位置付け、芸術教育の本質に向かうための、芸術系教科等の特質に応じた物事の見方や考え方を働かせ、それぞれの資質・能力が総合的に働くよう目標や内容を整理

学校における芸術に関する事務を文化庁に移管することにより、学校教育における全ての子供たちの芸術に関する教育及び文化芸術の振興を目指す (平成30年6月15日 文部科学省設置法の一部を改正する法律の公布について(通知))

- ・芸術に関する教育の文化庁移管により、新学習指導要領の趣旨やねらいの実現に向けた学校における芸術教育や文化芸術活動の一層の充実を図る。
- ・芸術教育における芸術担当教員等研修事業(教師の専門性の向上)・美術館、博物館等、社会教育施設との連携・芸術文化等の活動充実のための環境整備等

これからの中等教育を生きる全ての子供たちに求められる資質・能力の育成における芸術教育の意義

人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養と
Society5.0時代に向けた社会の創造



豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる資質・能力の育成

児童生徒一人一人の表現及び鑑賞の学習活動のプロセスを一層重視し、芸術系教科等の見方・考え方を働きさせ、三つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で整理された資質・能力の育成とともに、豊かな感性や、新しい意味や価値をつくりだす創造性を育む学びを展開する。

育成を目指す資質・能力の三つの柱

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

小学校

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358

中学校

	1学年	2学年	3学年	計
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115

高等学校

	Iを付す科目	IIを付す科目	IIIを付す科目
音楽*	○2	2	2
美術*	○2	2	2
工芸*	○2	2	2
書道*	○2	2	2

* 数字は単位数、○印は必履修科目

芸術系教科等を学ぶ意味の明確化

表現及び鑑賞の活動を通して、育成すべき資質・能力と学習内容との関係を明確にするとともに、芸術系教科等の見方・考え方を働きかせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化等と豊かに関わる資質・能力の育成を目指すことを一層重視。

生活や社会の中の	<小・图画工作> 形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成
	<中・音乐>
	音や音乐、音乐文化と豊かに関わる資質・能力の育成
	<高・艺术・美术>※Ⅲを附す科目
	多様な美术や美术文化と深く関わる資質・能力の育成
	<高・艺术・书道>※Ⅲを附す科目
	多様な文字や书、书の伝統と文化と深く関わる資質・能力の育成

※小・音乐、中・美术、高・艺术・音乐、工芸においても同様に、教科、科目の目標の柱書に明示

中学校各教科等において示されている「見方・考え方」

国語科

言葉による見方・考え方

社会科

社会的な見方・考え方

数学科

数学的な見方・考え方

理科

理科の見方・考え方

音楽科

音楽的な見方・考え方

美術科

造形的な見方・考え方

保健体育科

体育や保健の見方・考え方
・体育の見方・考え方
・保健の見方・考え方

技術・家庭科

生活の営みに係る見方・考え方や
技術の見方・考え方
・技術の見方・考え方
・生活の営みに係る見方・考え方

外国語

外国語によるコミュニケーションに
おける見方・考え方

総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方

特別活動

集団や社会の形成者としての
見方・考え方

造形的な見方・考え方

小学校図画工作科

感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと

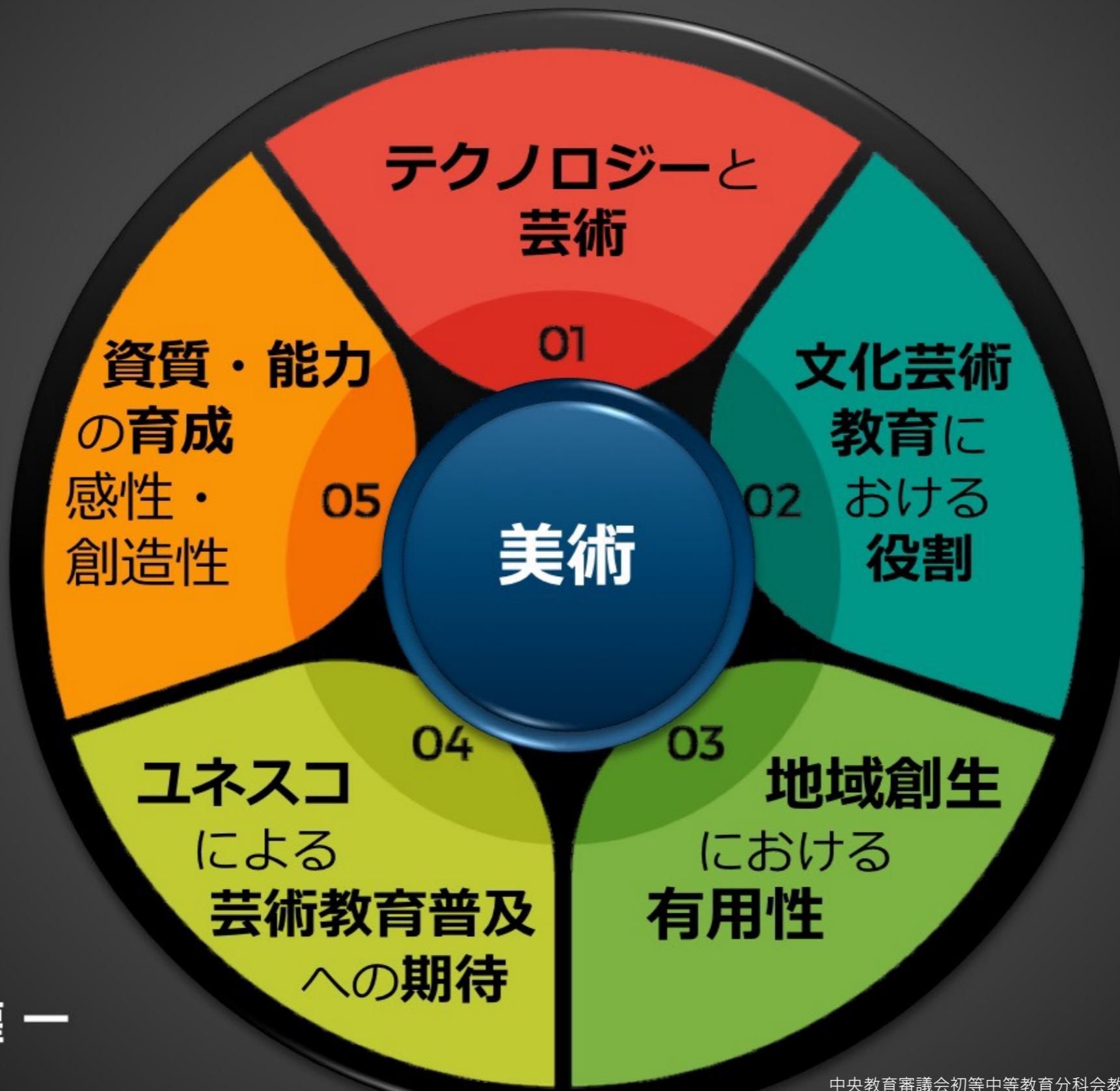
中学校美術科

感性や想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと

高等学校芸術科(美術, 工芸)

感性や想像力、美意識を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと

美術教育の社会的役割期待の拡大

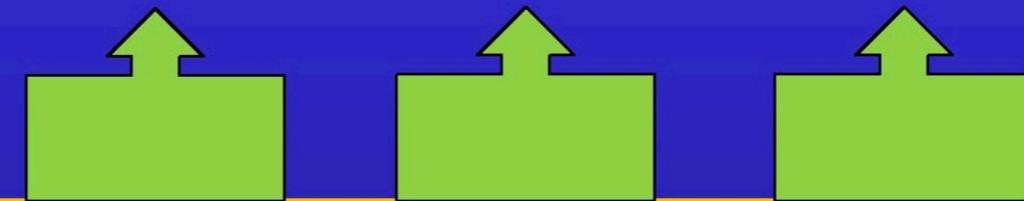


福本謹一

MITとHarvard Uni.での経験

R. Cogan (2017年7月 留学生たちへの講演)

バーバルな論理力



ハンバーバルな直観力

芸術（音楽）の授業では

前回の授業で歌った合唱を聴きなおし、それぞれのグループで、さらによい表現になるようにアイデアを出しあい、歌ってみましょう。

現状把握（理解）

協議（問題定義・共感）

問題解決（創造）

プロトタイプ

テスト

デザイン思考
(多様な回答)

STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, and Mathematics) 教育

統合型STEM教育にArtsの要素を加えたもの。学術科目を、統合的カリキュラムとして計画するためのフレームワークとして体系化するための教育モデル (G. Yakman, 2008)

STEMにArtsが加わることで多面的な見方が促され、新しい解決策を生み出せるとされる

(D. A. Sousa, et al. 2013)

OSTEAM教育の起源: 2006年にヤークマンにより初めて用いられた (G. Yakman, 2006)

完全統合型STEAM

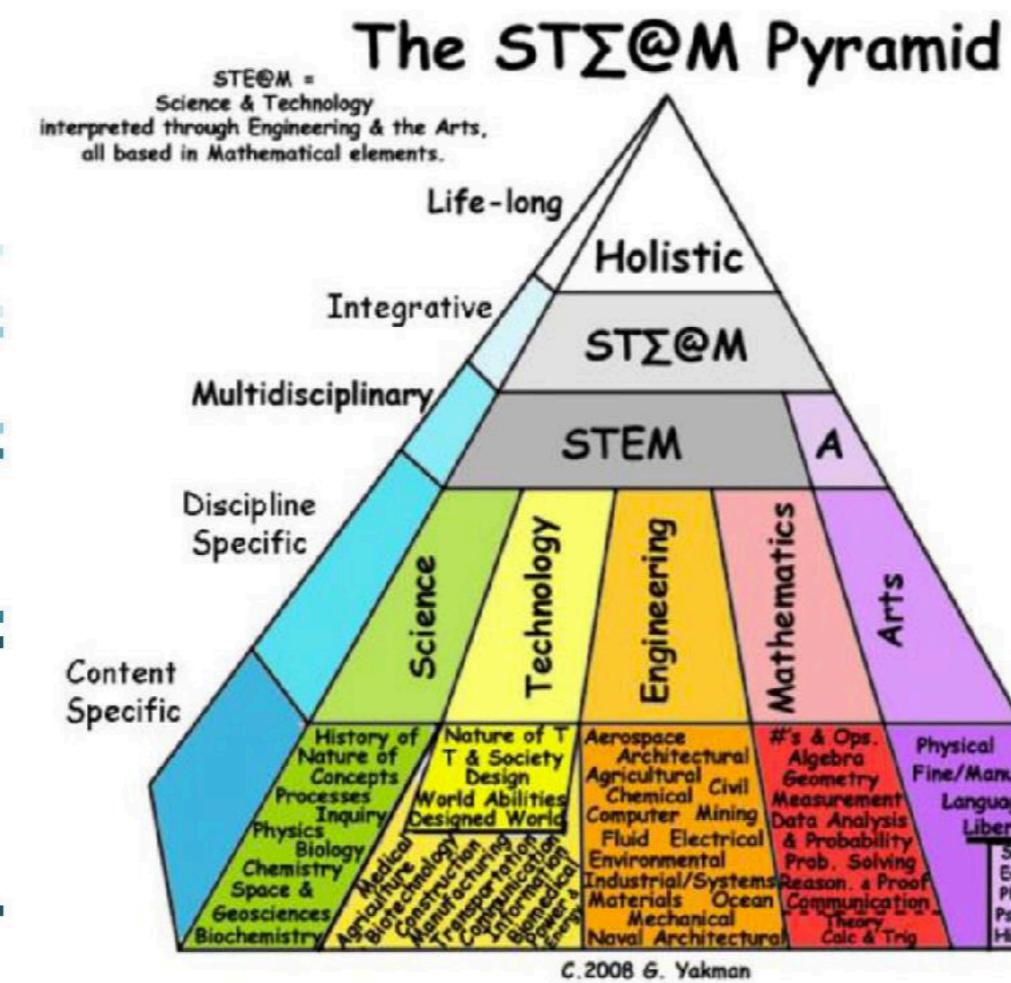
統合型STEM+A

関連型STEM

分離型STEM

各教科・科目

(胸組寅胤, 2009)



Yakmanが提案するArts:
Liberal Artsも含む

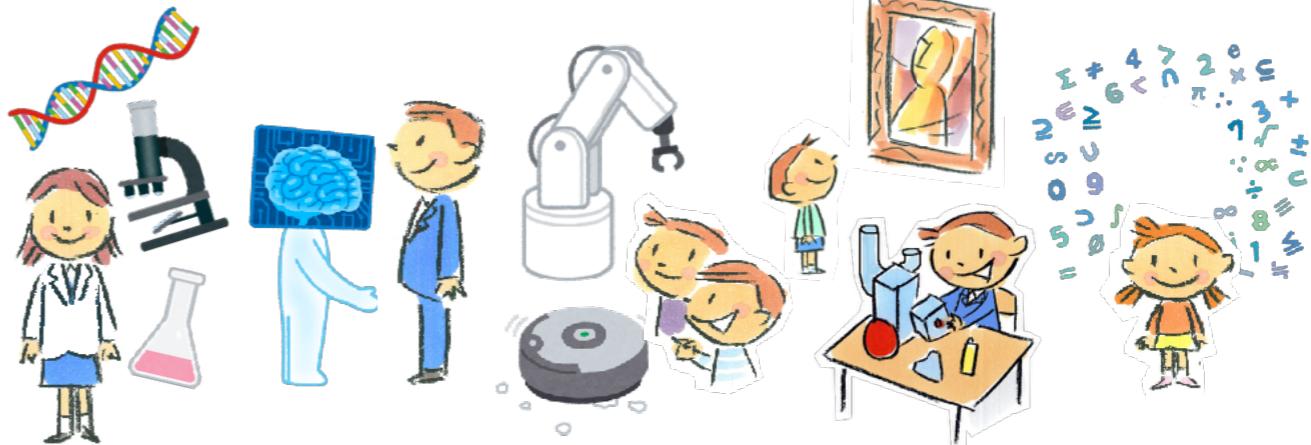
Physical, Fine/Manual,
Language,
Liberal (Sociology,
Education, Philosophy,
Psychology, History ...)

YakmanのSTEAMピラミッド。STEAM教育の全体構造を表現したもの上に行くと下部の分野が統合されている (G. Yakman, 2008)

STEAM教育の目的

※教育再生実行会議第十一次提言より

※各教科の学習を実社会で
問題発見・解決に生かして
いくための教科横断的な教育



-幅広い分野で新しい価値を提供できる-

人材育成



-STEAMの各分野が複雑に関係する現代社会を生きる-

市民の育成

美工の中核となる教育活動

BIKOsteAm スチーム

BIKO の学びを ART でつなぐ

美術工芸高校の特性を生かし
「美」を通して様々な学びに横断的に取り組みます。
京都の強みを生かし 学校内外とのつながりを通して
創造に向かう力 **Creatorship** を育成します。

ひろげる つなげる ふかめる

美術 × 英語 × 情報

ユニバーサルデザインをテーマに
英語科とデザイン専攻が協働で授業を行いピクトグラムを制作。

たとえば

美術 × 探究

美術館と連携し、生徒の
オリジナルな展覧会を企画。



キャリア

CAREER PRODUCE プロデュース

柔軟な思考で 生涯にわたり 自ら探究し
学び続ける基盤をつくる



ICT「で」



世界「で」



社会「で」



「美の視点」が全ての学びをつなぐ ビコウスチーム BIKO steAm

何か絵を描いたりモノを作ったりして社会へと発信していくためには、その基盤として十分な知識や技術が必要となります。美工では、「全ての学びを美術[ART]でつなぐ」をキーワードに、各教科等の連携を深めることで、インプットの質を高め感性を刺激します。生徒の思考を点から線、線から面へと発展させることで、多様でイノベーティブな表現の可能性を生み出すことを目指す。それが、「BIKO steAm」です。

美術から学ぶ化学 分離して確かめる 「色」の配合

濾紙上で水を使って分離する「ペーパークロマトグラフィー」で、水性ペインのインクを分析しました。目に見えている「色」が、実は化学的に違う色を配合してできていることを体感する授業です。最後にはその技法を使い、より美しく分離する模様を描きました。



自分の作品から学ぶ英語 英語で作品プレゼン



美術の授業で制作した作品について、ネイティブの先生を前に英語でプレゼンテーションを行います。与えられるものではなく「生きた英語」を話す経験としています。

美術との繋がりを考える数学 数学的「パース」とは



デッサンなどで、立体物のある形を写し取ることを「パースをとる」と言います。iPadのアプリを活用し、関数計算式から数学的に正しい「パース」について学ぶ授業です。

情報を分析してプレゼンテーション 新校舎改善提案



新校舎を実際に使用して気づいた課題について、アンケート調査など客観的な情報も用いながら分析し、改善案を提案する課題。妥当性があれば実際に採用されます。

カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成及び実施に関する方針)

- ◆将来の予測困難な社会において、「美」のもつ力、役割、可能性を深く幅広く学び、生徒の持つ創造への意欲の高揚につながる取組を実践する。
- ◆京都の強みを活かした学校内外の様々なつながりの中での協働的な学びを実践する。
- ◆表現活動の基盤となる幅広い教養や他者に伝える力を培い、創造的な発想力や思考力、判断力を養うため、教科・科目や専攻の境界を越えた横断的な学びを実践する。
- ◆個人の個性と可能性に丁寧に寄り添い、自己目標の実現に向けた生徒の主体的な学びを支援する。

倫理から美術を学ぶ 哲学としての「抽象画」



まず、哲学の立場から芸術の対象の「ありよう」とその表現方法について学んだ上で、実際に「抽象画」を描く課題。目には見えない「音」をアクリルガッシュ絵具で表現することに挑みます。

総合的な探究の時間(2年生) 「定義づける」とは?



グループに分かれ、現代社会についてのテーマを設定し、「対象を定義づける」課題研究を行い、成果を論文にまとめます。それぞれプレゼンテーションも実施し、お互いに鑑賞します。

化学から見る陶芸 「やきものの色」と「釉薬」



陶芸の仕上がりを大きく左右する各種釉薬のメカニズムを、化学的な領域の知識やものの見方を活用することでより深く学び、表現の可能性について追究する授業です。

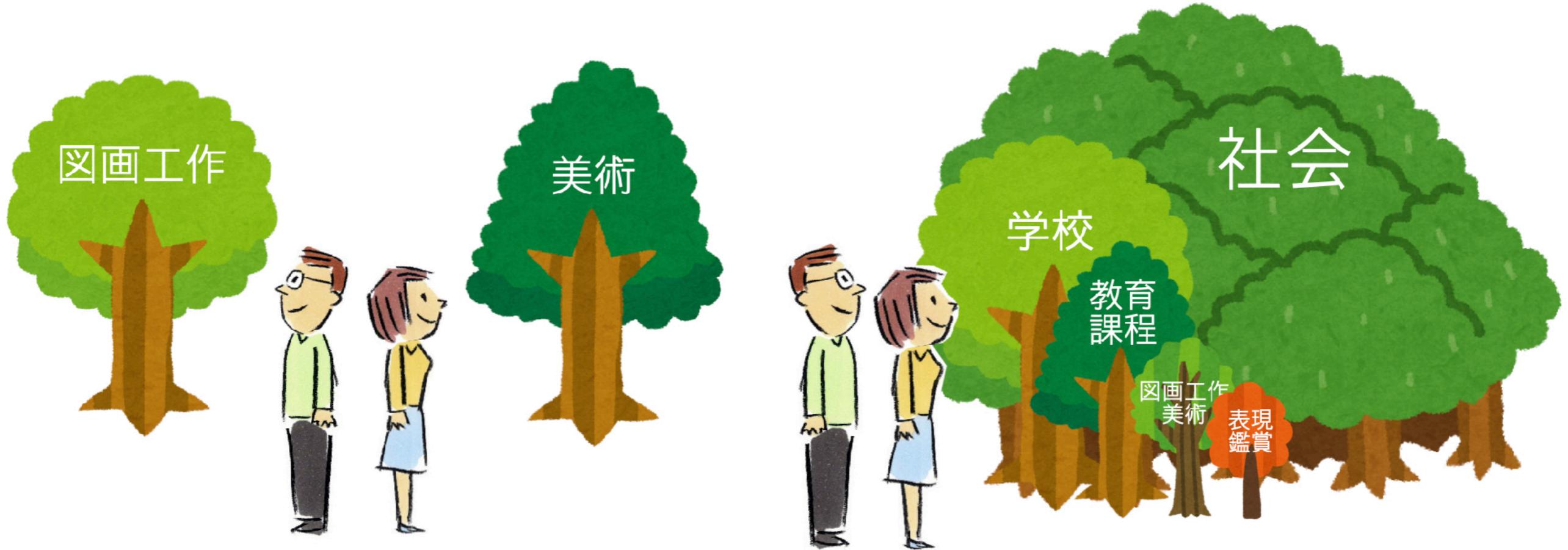


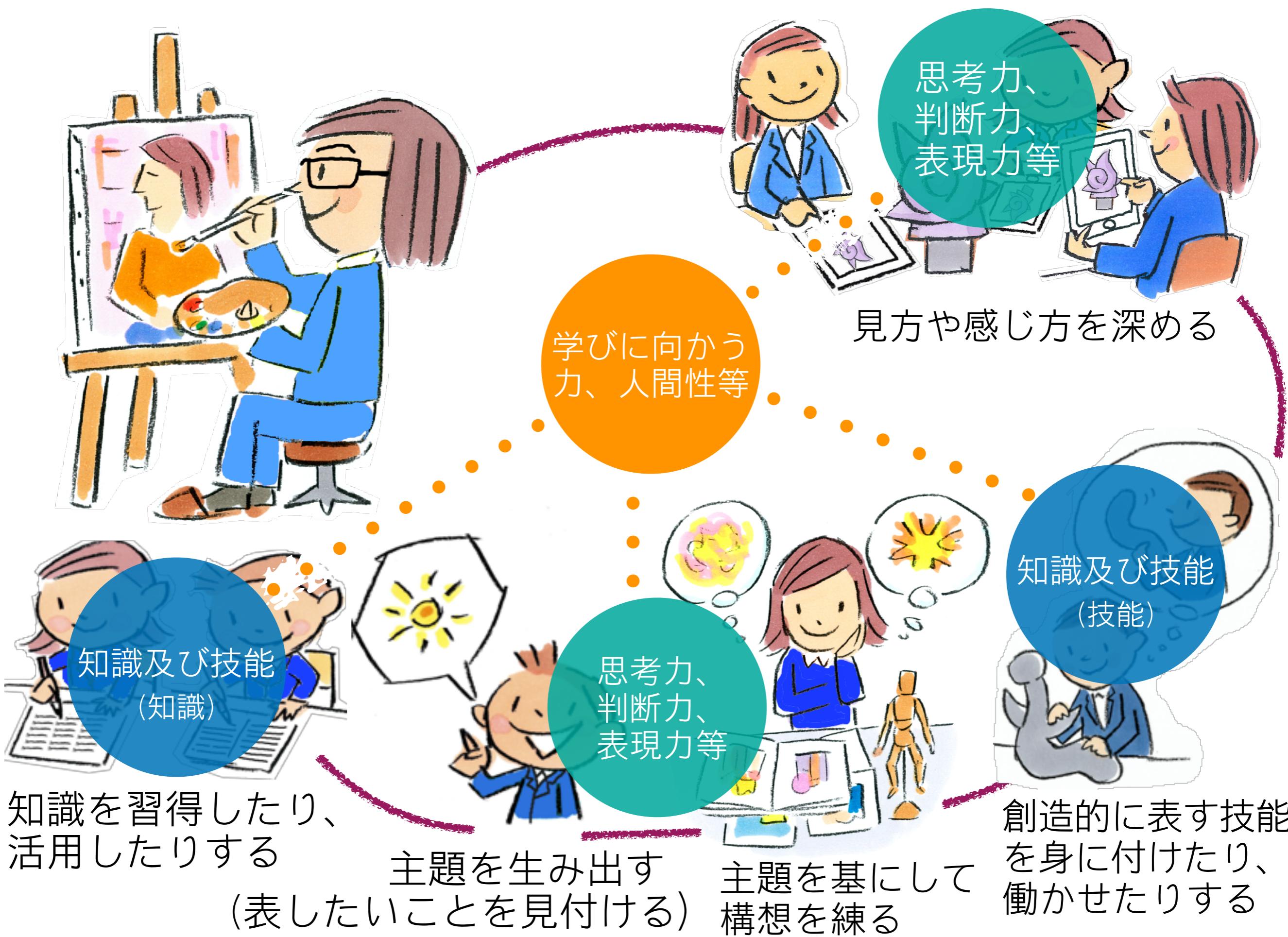
総合的な探究の時間(1年生) 小学生にとって “美術”がもっと “身近”になる教材

1年生の年度末に行う「美術研修旅行」として、神奈川県立近代美術館葉山館と連携した授業を実施しました。探究するテーマは「“美術”が“身近”になるとはどういうことか」。地元の小学生をターゲットに、美工生が実際に授業を行うことで、仮説を実践して確かめました。

“STEMは収束思考に陥りがちだが、それにArts(芸術などのリベラルアーツ)を加えると拡散思考が加わり創造的な発想が生まれる”

高等学校化学教師の経験を持つ脳科学のスーザ (D. A. Sousa) と芸術教師であるピレツキ (T. J. Pilecki) の共著の中で ※





活動の過程にとどく教科の本質学びがある

知識及び技能
(知識)

思考力、
判断力、
表現力等

知識及び技能
(技能)

知識を習得したり、
活用したりする

主題を生み出す
(表したいことを見付ける)

主題を基にして
構想を練る

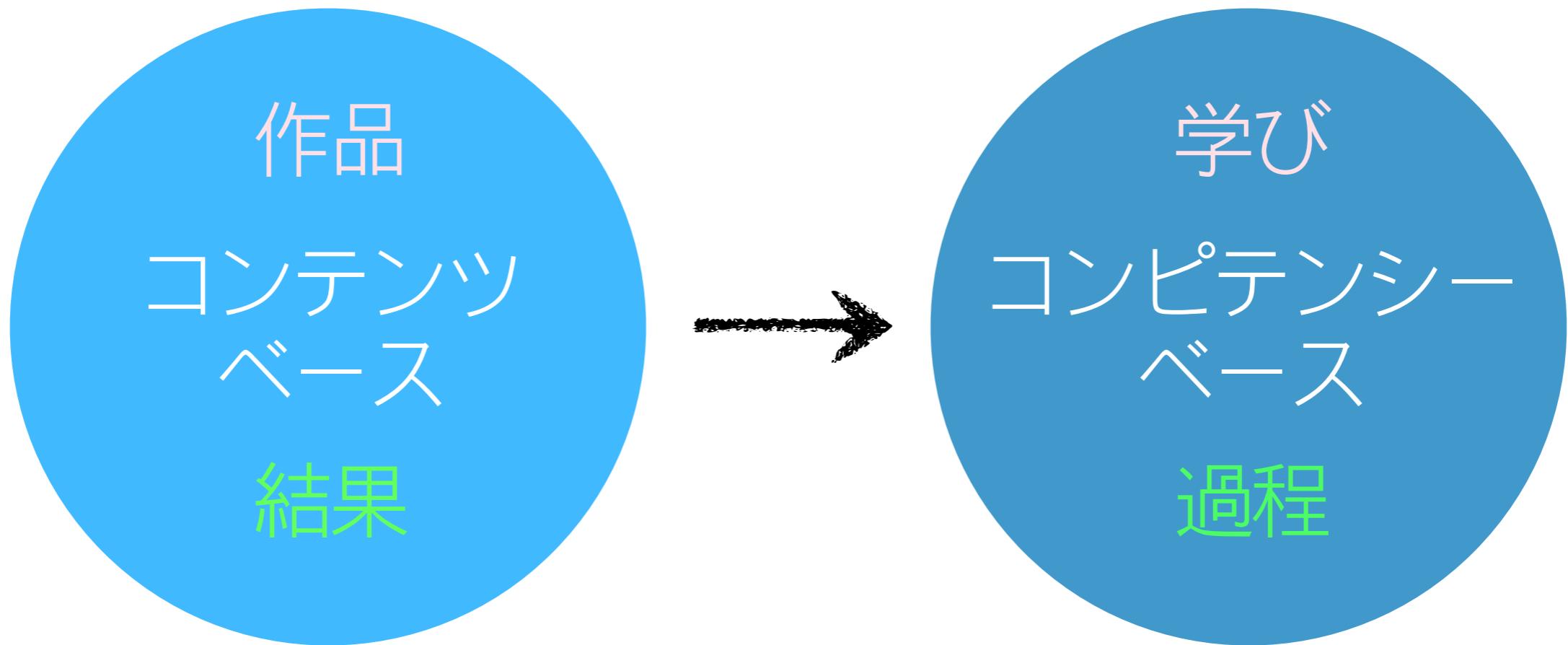
創造的に表す技能
を身に付けたり、
働かせたりする

思考力、
判断力、
表現力等

見方や感じ方を深める

“STEMは収束思考に陥りがちだが、それにArts(芸術などのリベラルアーツ)を加えると拡散思考が加わり創造的な発想が生まれる”

高等学校化学教師の経験を持つ脳科学のスーザ (D. A. Sousa) と芸術教師であるピレツキ (T. J. Pilecki) の共著の中で ※



実社会での問題発見・解決に生かす視点から
社会的な課題や最新の取組などを学ぶ

連携・協働



地域



高等教育機関

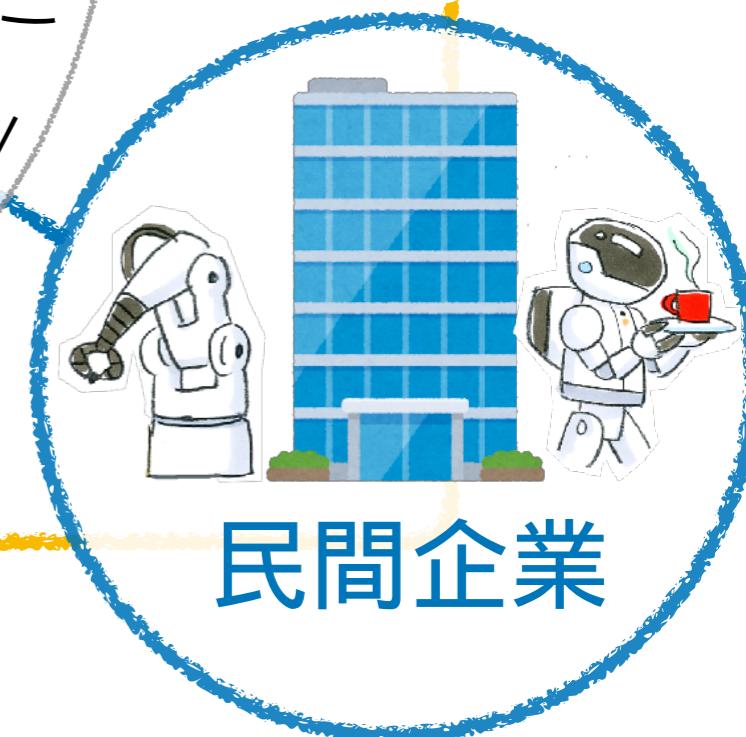


教科横断的な視点
での教育課程の編成

評価 改善



行政機関



民間企業



センターについて

活動紹介

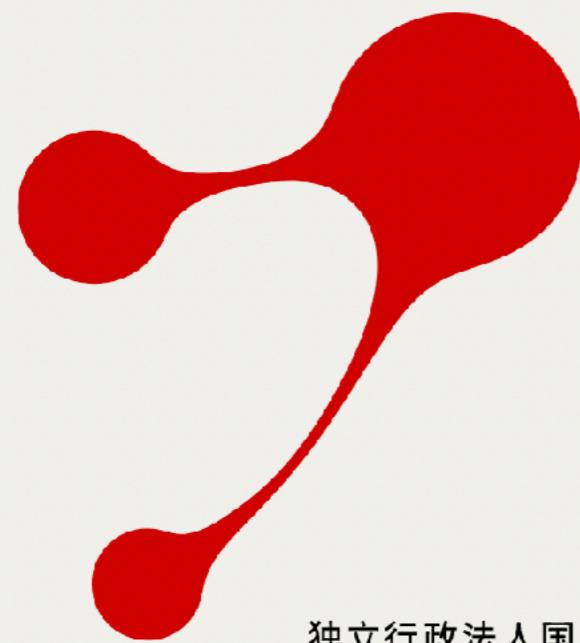
お知らせ

プレスリリー
ース

このサイトについて

日本語

ENGLISH



独立行政法人国立美術館
国立アートリサーチセンター
National Center for Art Research

アートをつなげる、深める、拡げる



独立行政法人国立美術館

国立アートリサーチセンター センターについて

National Center for Art Research

活動紹介

お知らせ

プレスリリー
ース

このサイトについて

日本語

ENGLISH



活動紹介 ▾

取り組み ▾

学びのリソースとしての美術館



こどもと学校 ▾

健康とウェルビーイング ▾

アクセシビリティ ▾

お問い合わせ ▾

01 学びのリソース としての美術館



だれもがアートに出会い新しい価値や可能性を見出すには、美術館が持つ作品や情報などの資源が、学びのリソースとして利用できることが必要です。また、学ぶ人のニーズにあわせた方法や機会が、多様にあることも重要です。





小学校
音楽科/図画工作科

中学校
音楽科/美術科

高等学校
芸術科
(音楽/美術/工芸/音道)

芸術系教科等担当教員等研修会 全国研修会

研修会の趣旨・目的

芸術系教科等担当教員等を対象に、学習指導要領の趣旨を踏まえた専門研修、美術研修を実施し、指導方法や評価方法等の二点改善等につなげ、初歩的な教声の芸術系教科等における指導の実態に資することを目的とします。全国研修会（東京・京都）及び、各地区でのブロック研修会を開催します。

受講資格

- 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭等であって、芸術教科等を担当している方又は予定している方（非常勤教員を含む）
- 都道府県、市町村教育委員会の担当主事等
- 原則として、2時間の授業に参加できる方

文部省

文化省
全国芸術大学
コンソーシアム
及び協力大学

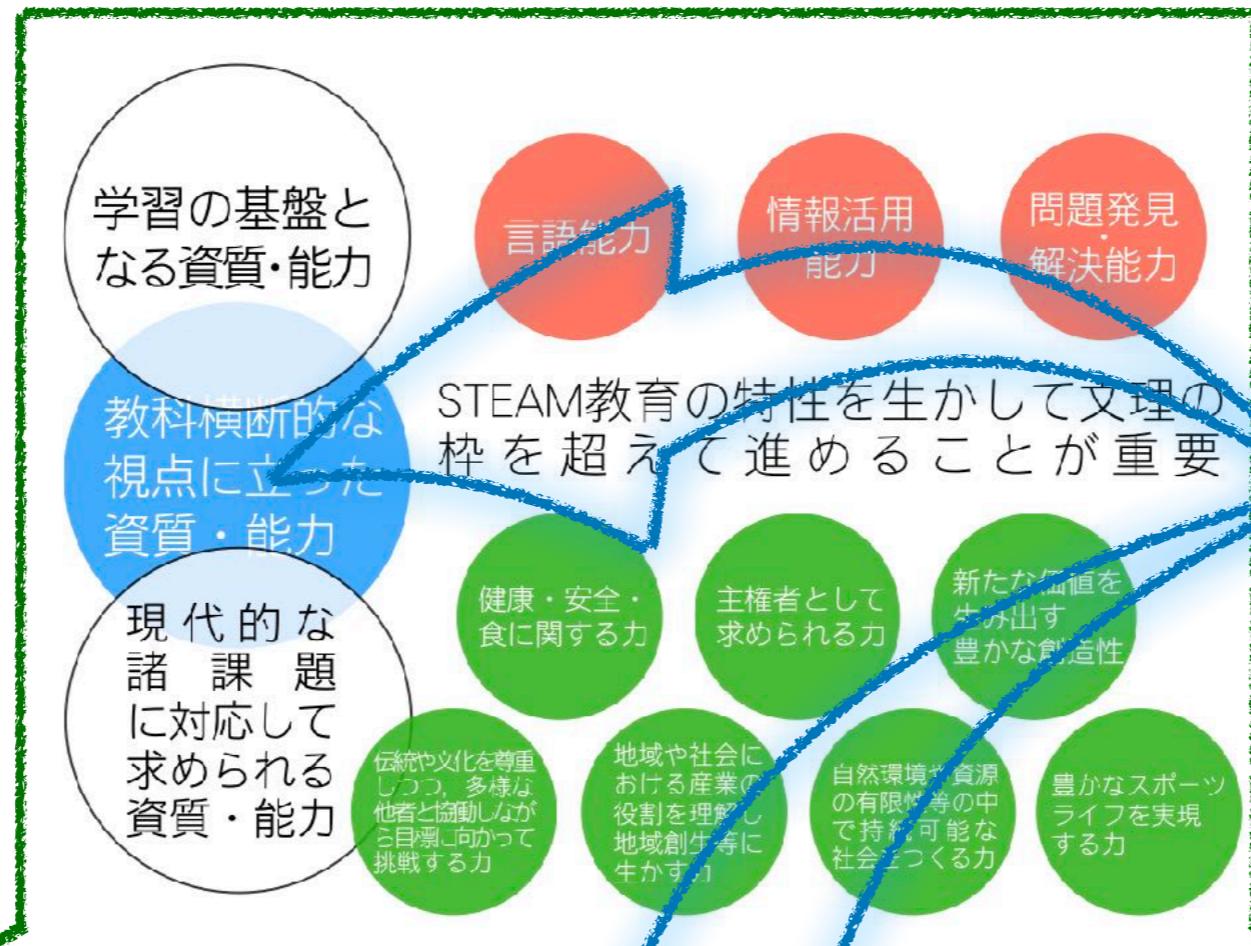


参加手続き

公立学校に所属している先生方（非常勤教員を含む）は、各都道府県教育委員会及び各都道府市教育委員会の指導事務主管課より開催会内の担当者が各学校等へ届き次第、当該参加の手続きにて申込みをお願いします。

私立学校に所属している先生方（非常勤教員を含む）は、各都道府県私立学校事務主管課より開催会内の通知が各学校等へ届き次第、当該参加の手続きにて申込みをお願いします。

国公立大学法人附属学校に所属している先生方（非常勤教員を含む）は、当該大学の事務主管課から開催会内の通知が各学校等へ届き次第、当該参加の手続きにて申込みをお願いします。

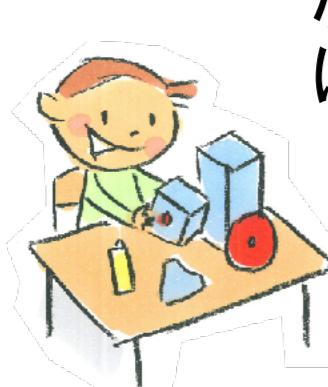


児童生徒の状況に応じたSTEAM教育の取組

小学校、中学校でのプログラミング学習の充実

小学校、中学校での各教科等や総合的な学習の時間における教科横断的な学習や探究的な学習の充実

幼児期からのものづくり体験や科学的な体験の充実





ICTを活用する
学習活動



实物を見たり、実際に
対象に触れたりするな
どして感覚で直接感じ
取らせる学習活動



個別最適な学びや、協
働的な学びの一体的な
充実に向けて、学習支
援ソフトウェアや、ク
ラウドなどを活用する



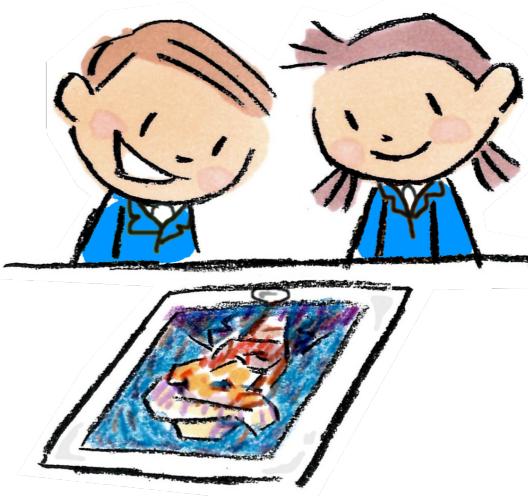
生徒一人一人の美術や工芸の
表現の可能性を広げるために、
コンピュータ等の特質を生か
した活用を積極的に行う

「B 鑑賞」

コンピュータなどの画像や
映像などを使ったり、ネット
ワークを活用したりして、
効果的に鑑賞指導を進める



広い視野に立った
これからの中学校
教育の役割と在り方



实物と直接向かい合い、
作品のもつよさや美しさ
について実感を伴い
ながら鑑賞する

これからの社会を生きる力 子どものために求められる資質能 の育成と芸術教育の意義



京都市教育委員会 京都市総合教育センター 指導室長
京都市立芸術大学 客員教授

ひがしら まさひと
東良 雅人

文化芸術教育の充実・改善に向けた 検討会議

「今、音楽教育に求められるもの」

令和5年7月28日（金）

佐藤 太一

◎児童生徒は「音楽科」をどのように捉えているか

学校から「音楽科」がなくなったら

- 例えば、入学式や卒業式などの儀式的な行事から音楽がなくなる。
- 音楽集会・音楽祭（合唱祭）などの音楽と関連性の深い行事の実施が困難になる。
- 「学校の活動から、音楽が全て消えて大変」これだけが結論とならないような生徒の学びを目指す。

◎児童生徒は「音楽科」をどのように捉えているか
学校から「音楽科」がなくなったら

- 目に見えないものを学習する機会がなくなる。
- 存在感や所属感を感じる機会がなくなる。
- 友達と協力して、一つのものを作る機会がなくなる。
- 自分や集団の心を豊かにする教科がなくなる
- 人間がAIに勝てるものがなくなる。

※学校現場で、全職員・全児童生徒が学校教育における「音楽科」の存在意義や重要性についてどれくらい認識しているかが重要である。

中学校音楽科の実践から

1. 学校の音楽科で目指すもの
2. 自分なりの価値を見いだす生徒
3. 協働し創造する生徒
4. カリキュラム・マネジメントの充実
5. 生徒にとっての音楽科の意味

1. 学校の音楽科で目指すもの

【学校教育目標(例)】

正しい判断力と
たくましい実践力
をもった
自主的人間の形成

学校教育目標を
実現するために
音楽科の担う役割

- ・創造的な思考力、判断力、表現力等を育てる。
- ・形のないもの（音や音楽）に向き合い、自分なりに考え、価値を見いだす。
- ・一人一人の感性や豊かな情操を培う。

～芸術系教科等に求められているもの（H28答申＜抄＞より）～

- ・豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるもの
- ・日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していくようにすること
- ・文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようすること

など

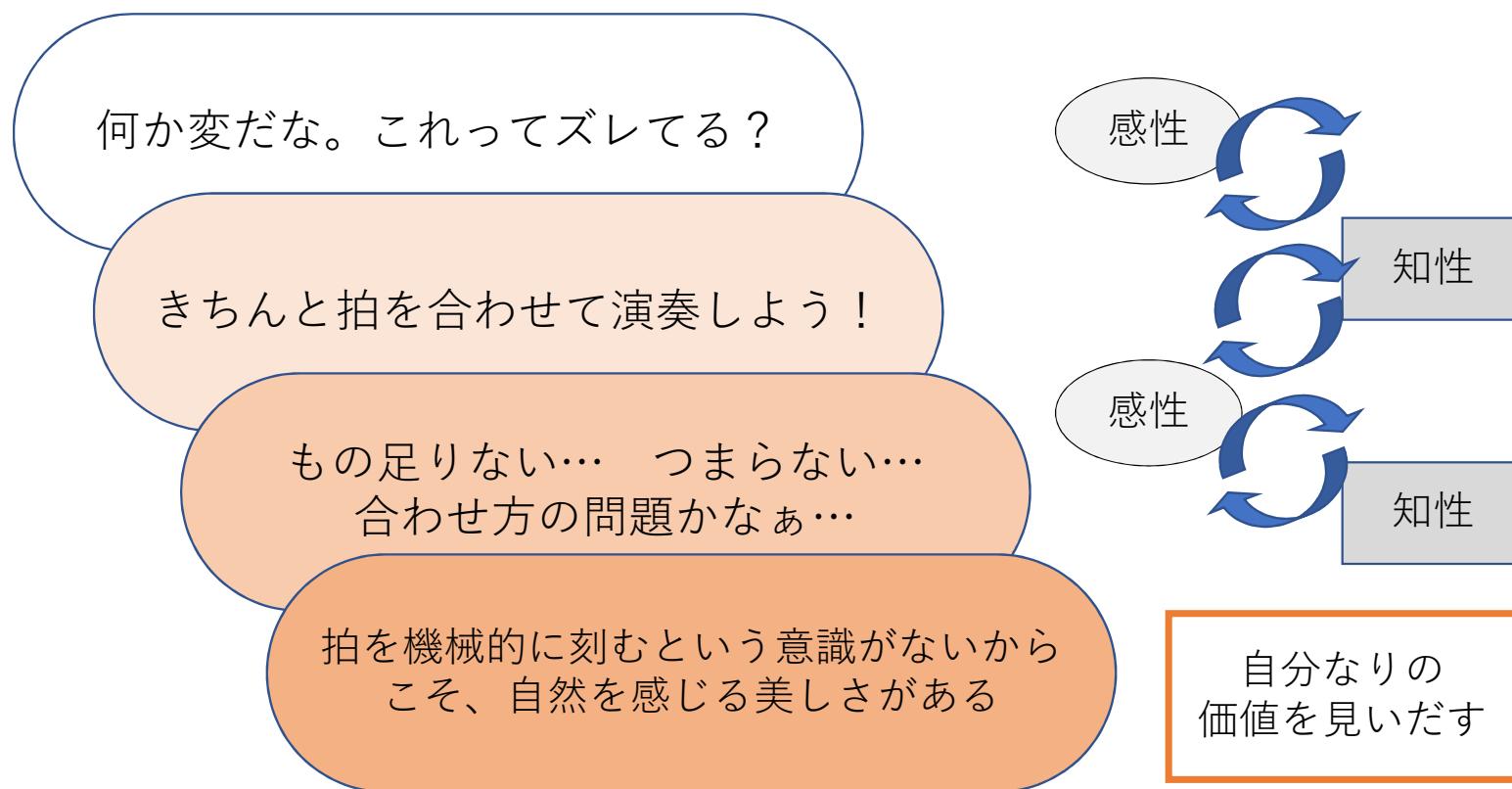
2. 自分なりの価値を見いだす生徒

- 1 雅楽「越天楽」を鑑賞し、雅楽の音楽の特徴を理解する
- 2 「越天楽」の音楽の特徴である、各楽器の音の重なり方や拍を知覚・感受し、代用楽器で演奏する
- 3 自分たちの器楽合奏の演奏と雅楽の演奏の違いを比較して聴き、音楽の特徴とその曲想を十分に感じ取り、鑑賞する。

【第1学年】

器楽・鑑賞「雅楽の特徴を感じ取って表現し、よさや魅力を味わおう」の実践より

2. 自分なりの価値を見いだす生徒



【第1学年】
器楽・鑑賞「雅楽の特徴を感じ取って表現し、よさや魅力を味わおう」の実践より

2. 自分なりの価値を見いだす生徒

雅楽における西洋音楽と異なる「ずれ」をどう捉える？

なぜ雅楽の演奏は、「ずれている」と思いますか？

- ・日本人のあいまいさが表れているから
- ・季節の移り変わりを自然に表現しているから
- ・安心感が生まれるから
- ・「間」のところの「ため」が何とも言えないから
- ・いつ音が出るのか分からぬ緊張感を楽しんでいる。
- ・ためているところに感情が生まれているから

2. 自分なりの価値を見いだす生徒

「雅楽 越天楽」に対する、最初と最後の思考の変容

難しい	日本人	初めて聴いた時、この曲のよさが分かりませんでした。しかし、何度も聴いて器楽合奏をするうちに懐かしい感じがしました。みんなと意見を交流するうちに、日本人らしさが詰めこまれていることに気が付きました。雅楽のように受け継がれてきた音楽には、昔の人の「日本人として誇りを持って生きて欲しい」というメッセージがあるのでないかと思います。
不気味	日本の宝	最初は何かの生け贋の儀式のようなイメージでしたが、雅楽のもつ独特の説得力に魅了されました。何でこんなに素晴らしい日本の音楽を今まで知らなかったのだろうかと思うぐらい引き込まれました。雅楽は日本の宝です。
違和感	あいまい	西洋音楽に聴き慣れているので、最初は違和感がありました。学習するにつれて雅楽の魅力に引き込まれていきました。「あいまい」という言葉はマイナスのイメージしかありませんでしたが、雅楽を学習してプラスのイメージになりました。

3. 協働し創造する生徒

- 1 ジャズ音楽を鑑賞し、ジャズの種類や音楽の特徴を理解する
- 2 ジャズ音楽に用いられている音階（ドリアンモード）と、音楽の構成上の特徴の一つであるコール＆レスポンスを知覚・感受し、旋律を創作する
- 3 6～7人のグループごとに、決まった旋律に続けて、自由に、即興的に旋律をつなげていくビバップ形式でテーマとソロの旋律を創作し、グループごとに発表した後、最後に再度ジャズ音楽を鑑賞する

【第2学年】

創作・鑑賞 「アド・リブにチャレンジし、ジャズ音楽の魅力を味わおう」の実践より

3. 協働し創造する生徒

今のA君のフレーズかっこいい！

互いにアイディアを出し合い、広がったりまとまりながら、新たな音楽を創造していく生徒

僕は、さらに考えて、こんな旋律にしてみたよ。



ソロの旋律をつなげて演奏してみよう。

二人の旋律をつなげてみると、一人一人の旋律の印象が変わるね。



Bさんの旋律を間に入れてみるとどうなるかな？

それぞれのソロの演奏の特徴を確認して、どのような演奏順でつなげていけばいいか考えていこう。

いろいろ面白いね。もう一度自分の旋律も見直してみよう。

3. 協働し創造する生徒

なぜ、人は音楽をつくると思いますか？

＜生徒の記述例＞

- ・自分の気持ちを相手に伝えるため。
- ・とっておけない時間を音として保存するため。
- ・普段は絶対に分からぬ、まだ知らない自分を発見するためだと思う。私自身も、この授業を通して、自分自身がこのように考えているのだなということを新たに見直すことができた。文章や言葉ではまとまらない自分自身の本当に伝えたいことを、唯一表現することができるものが音楽だと思う。だから、人は音楽をつくると思う。
- ・音楽に込められた「何か」を世の中の人と分かち合おうとするためだと思う。私も授業の中で、友達と交流をしたり、アドバイスをし合ったりすることを通して、お互いの音楽はもちろんのこと、何を考えているのかなどについて分かり合えたと思う場面がたくさんあった。もっと、音楽をつくる授業をして欲しいと思う。
- ・僕はこの創作の授業を通して、作曲とはただ音符や休符を並べるだけではなく、自分が伝えたいことを音楽を通して伝えるために作曲というものがあると考えた。
- ・音楽は楽しいものであることに加えて、自由につくれるもの。例えば、このワークシートに記入している時に生まれる鉛筆から出る音の重なりも立派な音楽である。このように、自由自在につくれる「音楽」というものを、人間がつくりだすことで、多くの人が幸せを感じることができるからだと思う。
- ・自分にしかつくれない音楽を主張することで、自分の存在意義を主張したり確かめたりすることが、生きていく上で大切だと思う。だから、人は音楽をつくるのだと思う。

4. カリキュラム・マネジメントの充実 (他教科の学びとつなげる生徒)

国語科（古典）
社会科（歴史）

平安時代の人々の生活の様子（平安時代の学習、源氏物語や枕草子）を、雅楽の学習をすることで、歴史を実感を伴ってより深く理解できた。

鑑賞

社会科
(歴史)

「勧進帳」の初演から「花」の初演まで60年間しか経っていない事実に驚愕。開国によって西洋文化が流入する激動の時代を実感した。

歌唱
鑑賞

理科
(光と音)

音色の違いは、音の振動や波形の違いによるものだということを踏まえて、音が出る仕組みに着目することで、ギターの音色を追究できた。

器楽

保健体育
(ダンス)

体の動きと音楽との密接な関係性や全体の構成を工夫して表現することの重要性について深く考えることができた。

鑑賞

5. 生徒にとっての音楽科の意味

卒業時の生徒の意識調査より

中学校3年間「音楽」を学習して
何を一番学びましたか？

試行錯誤の
楽しさ面白さ

生活の中での
音や音楽の働き

協働の喜び

創造的な思考力,
判断力, 表現力等

価値の創造

感性や豊かな情操

価値判断

時空を超える感覚

存在感や所属感

5. 生徒にとっての音楽科の意味

卒業時の生徒の意識調査より

あなたにとって「音楽」とは何ですか？

自分を表現
できるもの

創造的な思考力,
判断力, 表現力等

一瞬一瞬で勝負
する時間芸術

感情や思考に影
響を与えるもの

価値の創造

仲間と共に生きる
素晴らしさの実感

心の充実

感性や豊かな情操

肌で感じる歴史

文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議設置要綱

令和5年6月22日
文化庁長官決定

1. 趣旨

「文化芸術推進基本計画（第2期）」（令和5年3月24日閣議決定）において、「現行の芸術教育に関する実態把握を踏まえ、文化芸術教育の充実・改善方策について検討する。」とされていることなどを踏まえ、学校教育における全ての子どもたちへの文化芸術教育の充実を図るため、伝統文化やメディアアートなど現代日本文化も含め現行の文化芸術教育の実態を把握しつつ、今後の文化芸術教育の充実・改善に向けた施策の方向性等について検討を行う有識者会議を設置する。

2. 検討事項

- （1） これからの社会で求められる文化芸術教育の在り方
- （2） 本物の文化芸術体験とICTの活用による効果的な学びの在り方
- （3） 教員の資質・能力向上と外部人材の活用
- （4） その他必要な事項

3. 開催方法

- （1） 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- （2） 本会議には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- （3） 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 設置期間

令和5年6月22日から令和6年3月31日までとする。

5. その他

- （1） 本会議の庶務は、文化庁参事官（芸術文化担当）付において処理する。
- （2） 本要綱に定めるもののほか、本会議の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議 委員名簿
(敬称略・五十音順)

岡本 美津子 東京藝術大学副学長/大学院映像研究科教授

佐藤 太一 埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課主任指導主事

榎本 浩一 德島県教育委員会教育長

末永 幸歩 アート教育者/東京学芸大学個人研究員

中島 さち子 (株) steAm 代表取締役/ (一社) steAm BAND代表理事
大阪・関西万博テーマ事業プロデューサー

永添 祥多 近畿大学産業理工学部/大学院産業理工学研究科教授

東良 雅人 京都市総合教育センター指導室長
京都市立芸術大学客員教授

平野 次郎 筑波大学附属小学校教諭